

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

令和 3 年度包括外部監査結果に対する措置状況の公表について

令和 3 年度包括外部監査結果に対して講じた措置等の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

- 1 包括外部監査テーマ
環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

令和 3 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

環 境 部

指 摘	措 置 内 容
<p>第 1 環境保全課の事務事業 環境政策課 【5 ホタルの里づくり事業】 (指摘 1) (P49)</p> <p>宮崎市ホタルの里づくり報償金交付要綱にはホタル保存地区の報償金に関して、「第 5 条に挙げる活動を行った各会に対し、一律 30,000 円を支給する」と規定しており、第 5 条の活動内容は以下の 7 項目である。</p> <p>(1) 指定地区のホタル生息調査 (2) ホタルが生息する河川の清掃等 (3) 自然環境保全に係る意識啓発活動 (4) 指定河川の巡視 (5) 大淀川学習館内ホタル展示室の飼育槽等管理支援 (6) 大淀川学習館内ホタル展示室の案内の支援 (7) 大淀川学習館内ホタル展示室における行事の企画・運営の支援</p> <p>令和 2 年度の活動実績をみると、A 会はホタル生息調査の回数が他会よりも少なく、環境美化活動にいたっては全く行っていない。令和 2 年度においては E 会もホタル展示室運営支援に参加していないが、担当課によると「元々は参加する予定であったが、所用で急遽参加できなかった」とのことであった。また、平成 30 年度及び平成 31 年度の活動実績によると、E 会はすべての業務を行っている。しかし、A 会の活動実績は 3 年間ほぼ同じ内容で、環境美化活動には全く参加していない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、令和 4 年 4 月に要綱改正を行い、活動内容を「(1) 指定地区のホタル生息調査(年 4 日以上)」と「(2) ホタルが生息する河川の清掃等(年 2 回以上)」、「(3) ホタル保存会総会への参加(市主催)」、「(4) 自然環境保全に係る意識啓発活動(随時)」の 4 項目に整理し、さらに、生息調査及び河川清掃については最低限の活動回数を設けるなど、改善を図った。</p>

特に環境美化活動については、本事業の評価基準がホタル保護河川清掃作業員延べ参加者数になっていることから、最も重要な業務といえよう。それを3年もの間全く行っていないということは、本事業に参加していないのと同様である。そのような会に報償金を支払う必要性は認められない。上記の理由から、A会には報償金を受け取る資格はなく、他会同様に報償金が支払われたままにしていることは看過できない。

(中略)

本件については、上記のような状況を3年間も放置していた宮崎市の管理体制にも問題があり、この点はこの地方自治法第234条の2にも抵触することになるため、この点についても早急に是正されるべきである。

第2 環境業務課の事務事業

環境業務課

【1 一般廃棄物収集運搬事業】

(指摘2) (P76)

旧宮崎市域の収集運搬業務において、宮崎市財務規則第105条第1項第3号に基づき契約保証金を免除している。

(中略)

本件において事業を受注した協同組合は、平成30年6月に設立した団体である。宮崎市が旧宮崎市域の細分化した収集エリアを統合して収集業務を実施することになったのは平成31年4月からであり、それに伴い当然契約内容の金額的な規模も大きくなった。それまでは、協同組合の構成団体である各企業が宮崎市と業務委託を締結して収集業務を実施していた。

そうすると、本件における「契約の相手方」はあくまでも協同組合であり、当該団体が過去2年間の業務実績等を有するわけではないのであるから、財務規則の要件は充足せず、財務規則に反して契約保証金

当時、関係課と協議のうえ、組合を構成する業者の過去2年間の受注金額の合計で可とした。現在は、包括外部監査の指摘のとおりと考えており、適正に対応する。

を免除したのではないかという問題が生じる。この点について宮崎市担当課に説明を求めたところ、「関係課と協議の上、団体を構成する企業が過去2年間に受注した合計金額で実績としてよい、として免除した。」ということである。

(中略)

しかしながら、条文上は「契約の相手方が」と形式的かつ明確に規定されているのであるから、この要件を実質的に解釈してよいという根拠はどこにもない。

(中略)

以上のことからすると、団体の構成企業と個別契約を締結していた結果をもって契約主体が団体となった場合も同じ「契約の相手方」と捉えることには無理があり、そうすると本件における対応は財務規則に違反するものであったといわざるを得ない。

環境政策課

【2 ごみ減量啓発事業】

(指摘3) (P79)

アドバイザーが実施したとされる出前講座について、少なくともその実施先からは実施報告書等の提出を受けるべきである。

監査した結果、出前講座を実施したことを前提に設置要綱第7条に基づいて報償金を支出しているものの、実施先とアドバイザーのいずれからも実施報告書等が提出されていないものがあった。報償金支払いの根拠となる事実があることを確認し、支出の適正性を疎明する資料を残すため、少なくとも出前講座の実施先からは書面による実施報告を受けることが適切である。

環境業務課

【3 家庭系生ごみ減量促進事業】

(指摘4) (P81)

生ごみ処理器の現物支給においては、支給を希望する宮崎市民が過去8年以内に現

実施したアドバイザーが提出することとなっている報告書だけでなく、講座の実施先からも報告書を提出していただく。

実施先からの報告書の様式を新たに作成する。

ご指摘を踏まえて、令和4年度から、8年以内に申請があった場合は、申請の理由

物支給や補助金の交付を受けていた場合、原則的には現物支給を受けられないものの、例外として「特に必要と認める場合」には支給を受けることができる(宮崎市生ごみ処理器支給要綱第8条)。しかしながら、実際に過去8年以内に現物支給や補助金の交付を受けたことのある宮崎市民が現物支給の申請を行った場合、例外要件の充足について特段検討することなく一律現物支給申請を認めていない、ということがうかがわれる。

(中略)

原則的に現物支給が認められない申請があった場合であっても、安易に支給をしないとするのではなく、十分に事実確認を行ったうえで支給するか否か判断するべきである。

環境業務課

(指摘5) (P82)

宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第7条第1号にある「第2条第2項に規定する暴力団関係者」については、「第2条第4項に規定する暴力団関係者」の誤りであると思われる。第2条第2項には、暴力団関係者に関する記載はない。

(中略)

この点については明らかな誤りであるため、すみやかに改正を行うべきである。

環境業務課

【4 ごみ関連チャットボット事業】

(指摘6) (P86)

設置要綱第3条第3項によれば、「審査評価委員」が「提案内容の審査及び評価に関すること」の任にあたるものと解釈できる。そうすると、設置要綱の文言上は、審査評価委員ではない「委員」はこの任にはあたらないものと解釈される。

また、第3条第1項によれば、審査評価

を聴取して、災害等「特に必要と認める場合」に該当する場合には支給することとした。

ご指摘のとおり条項の誤りであるが、本件について関係課に確認したところ、この場合、全庁的に変更解釈を行って対応しているため、当面は変更解釈で対応することとする。なお、今後、補助金の額の変更等で規則の改正を行う場合には、それに併せて改正することとする。

ご指摘を踏まえて、あいまいな表現にならないよう、今後、要綱を策定する際は、十分留意する。

委員も当然に選定委員会の構成員となるはずである。

しかしながら、実際の運用においては、審査評価委員もそれ以外の委員も提案内容の審査及び評価を行った。また、その後の選定委員会においては、審査評価委員以外の委員のみで委員会を構成し、受託候補者の決定を行った。これらについては、設置要綱に従わない運用であったといわざるをえない。

設置要綱を規定するにあたっては、あいまいな表現や想定と異なる表現とならないよう、十分に留意するべきである。

環境業務課

(指摘 7) (P86)

委託契約書第 6 条に基づき再委託の承諾をしているが、承諾に際し再委託先の暴力団排除に関するチェックが何ら行われていない。また、委託契約書には暴力団排除条項がないため、委託契約書第 6 条第 3 項(委託先が契約上負うのと同等の義務を再委託先に負わせる規定)に基づいて再委託先に暴力団排除に関する義務を負わせることもできない。

再委託を承諾するにあたっては、再委託先の暴力団排除に関するチェックを行うか、委託契約書に暴力団排除条項を盛り込むことで第 6 条第 3 項に基づき再委託先にも当然に暴力団排除に関する義務を負わせるかの対応を行うべきである。

環境業務課

【5 資源物(衣類・古紙)収集運搬事業(資源物等収集運搬事業)】

(指摘 8) (P89)

本事業とは別の事業として、資源物(衣類)処理事業、古紙売払金(これは正確には宮崎市の歳入にあたるもの)が存在する。資源物等の中間処理や処分については、本事

ご指摘を踏まえて、委託契約書第 6 条(再委託の禁止)を根拠に再委託を承諾した場合においても、再委託先において暴力団を利することにならないよう、関係課と対応を検討する。

以前は、古紙の収集・運搬から製紙会社への売却までを一括して製紙組合に委託していたが、「収集・運搬」と「古紙売却」に契約を分けた際に、関係書類の整理が十

業とは別事業に属するものであるが、宮崎市(あるいは宮崎市担当課)は各事業の内容について混乱していたものと思われる。すなわち、本事業の随意契約理由書を確認したところ、「協同組合は市内の～中略～組合で、古紙・古布の処分ルートが確立されている。」との記載や「同組合は～中略～古紙・古布の収集・運搬・中間処理の業務を行い、今日まで責任ある確実な業務遂行の実績がある。」といった記載があり、中間処理や処分まで本事業の範囲内であるという前提で理解していると思われる記載があった。

(中略)

事業の内容を正確に理解したうえで決裁文書を作成し、決裁者においても事業の内容を正確に理解して決裁を行い、事業を実施すべきである。

環境業務課

【8 資源物集団回収推進事業】

(指摘 9) (P94)

家庭用廃食用油を除く資源物の集団回収について、期限後の申込みが合計 93 件あるが、いずれについても要綱第 8 条但書の要件について検討された形跡がない。むしろ、関係資料の検討結果及び担当課へのヒアリングの結果からすると、期限後の申込みであったとしても当然に報償金を交付することを前提に申込みの都度決裁伺いが出され、報償金を交付する旨の決裁がされているように思われる。

要綱上、期限後の申込みは原則として認められず、これを認めるのはあくまでも例外的であることからすると、このような運用に基づく支出は要綱違反である可能性が高い。仮に期限後の申込みを認めるのであれば、例外事由の有無について慎重に検討の上、同事由に関し判断するための資料等を添付した上で各決裁権者において決裁を

分できていなかったため、誤った説明をしてしまった。

ご指摘を踏まえて、令和 4 年度の契約については、必要な整理を行い決裁した。

期限後の申込みについて、要綱第 8 条の但し書きの要件の該当性を検討せず支給していた。

ご指摘を踏まえて、令和 4 年 4 月に要綱を改正し、申込期間を 10 日間から 25 日間へ延ばし登録団体の事務負担軽減を図った。その上で、申込期限内の申請を徹底し、期限後の申込みについては、但し書きの要件の該当性を慎重に検討することとする。

行うべきである。

(以下略)

環境業務課

(指摘 10) (P95)

家庭用廃食用油の集団回収について、報償金交付申請期限は令和3年3月19日である。しかしながら、申請期限を過ぎた令和3年3月26日に担当課の受付印が押され、そのまま報償金が交付されている例が7件存在する。これらの申請が期限後に行われたのではないかという点について担当課に確認したところ、「受付印の日付にかかわらずいずれも3月19日の期限内に申請されたものである。」ということである。また、7件のうち5件は、いったん期限内に申請がされたが書類不備により期限後に再提出されたものということである。

(中略)

要綱上、家庭用廃食用油に関しては期限後の申込みを許容するための例外規定はないのであるから(要綱8条の2参照)、仮に期限を徒過した申込みを認めたとうえで報償金を交付していたとすれば違法となる。

(中略)

以上をふまえると、当初提出された申請書が正式な申請でありなおかつ期限内のものであったということ、後に確認できるための対策を講じることが相当というべきである。また、仮に食用油を除く資源物に関するのと同様、期限後の申込みであったとしても例外的に認めるのであれば、適宜の内容に要綱を改正するべきである。

環境業務課

【10 生活系一般廃棄物の適正排出管理事業】

(指摘 11) (P99)

ごみ集積所整備推進事業補助金の交付決定に関する起案用紙において、手書きかつ

ご指摘を踏まえて、期限内の申込を徹底したうえで、やむを得ない場合には、期限後の申込みを例外的に認めることができるよう、令和4年4月に要綱を改正した。

起案文書等の作成においては、「文書事務の手引き」に基づき作成することになっ

鉛筆で訂正がされているものがある。

(中略)

このような運用は不適切といえるので、基本的には手書きでの修正を認めるべきではない。また、仮に手書きでの修正を認めるのであれば修正箇所にも決裁者が決裁印を押すなど、上記の問題が生じないような措置を講じるべきである。

環境業務課

(指摘 12) (P99)

ごみ集積所ボックス設置にかかる補助金の額については、上記のとおり利用世帯数に応じて上限が定められている。そのため宮崎市は、補助金申請にあたっては利用者名簿の提出を義務付けている。

補助金支給額が上限を超えていないかについて、利用者名簿を参照しながら確認したところ、同じ住所の2名を2世帯とカウントすることで合計10世帯があるものとして10世帯の補助金上限額を支出した事例が存在することが判明した。

(中略)

このような事例においては、「同一の住所であるが別世帯である。」などの書面による補充を申請者側に求めたうえで、支出に関する決裁を得るのが適切ではないかと考える。

環境業務課

(指摘 13) (P100)

宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱第9条第2号の「やむを得えない」は、「やむをえない」または「やむを得ない」の誤記と思われるので、すみやかに改正をするべきである。

第3 廃棄物対策課の事務事業

環境施設課

【2 4 町域処分場早期閉鎖事業】

ており、起案文書の訂正においては、修正をしたものは、修正部分を二本線で消して、該当修正箇所には訂正印を押印し、字句を加えるときは、脱字の行の上側に、くくり符号を使って抜け落ちた部分に加入し、訂正印を押すこととされている。今後も同手引き書に従って文書の作成を行うこととする。

ご指摘を踏まえて、令和4年度から補助金申請において、別世帯であることの確認をするため、必要に応じて、同一住所の2世帯が別世帯であることがわかる書類の提出を求めることとした。

ご指摘を踏まえて、令和4年4月に補助金交付要綱を改正し、当該箇所を修正した。

(指摘 14) (P108)

焼却灰(主灰)の運搬業務委託(田野)で提出すべき書類のうち、作業前・中・後の写真(作業日、運搬車両ごと)の提出がなかった。

書類等の提出については、仕様書に次のように記載されている。

(略表)

今回の提出漏れは仕様書に反するものであり、直ちに対応が求められる。当該不備について、担当課に尋ねたところ「計量証明書や報告書により、運搬料等の業務履行状況は確認できていたが、提出書類の確認不足だったため、今後は添付させるよう改める。」との回答であった。写真等の資料は、当業務が適正に履行されたかを確認するために必要であり、計量証明書や報告書の提出のみをもって業務が適正に履行されたか十分に確認できない。しかしながら、写真等の資料が無いにもかかわらず、当業務に係る業務完了検査調書が作成されており、当調書の「委託履行の良否」の欄に「合格(良)」と記載されていた。

地方自治法には、次のように記載されている。

(中略)

仕様書に記載された書類等の提出に不足があり、仕様書に基づいて必要な検査ができないにもかかわらず、業務完了検査調書が作成されたことは、これらの規定に反するものである。書類等の提出不足を改善するだけでなく、監督又は検査体制についても改善すべきである。

環境施設課

【8 不燃物理立場維持管理費事業】

(指摘 15) (P125)

「萩の台汚水処理場 No. 1 電動流入弁修繕に係る工事請書」の印紙について、当該請書には 400 円の印紙が添付されている。請

ご指摘を踏まえて、本業務における令和 3 年度実績報告の際には、仕様書に定めのある写真の提出を確認した。

一方で、本業務の履行状況については、焼却灰の搬出元(エコクリーンプラザみやざき)と搬入先における計量伝票、および施設の運転管理受託事業者からの報告資料を基に、適切に確認し検査することが可能である。

このため、令和 4 年度契約分からは仕様書を改め、写真の提出を義務付けないこととした。

ご指摘を踏まえて、令和 4 年 7 月に誤った金額の印紙は受注者に返還し、正規の額の印紙を貼付させた。

負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は1,000,000円のため、本来添付する印紙は200円である。当該誤りについて、担当課に尋ねたところ「契約相手方が添付した印紙について、還付の案内をしたが、そのままよいとの報告を受けたため本請書を使用した。」との回答であった。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとして金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の添付が義務付けされている。

請負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は1,000,000円のため印紙税は200円であるので、印紙税の還付の手続きを行い、適正な印紙を添付するよう受注者に指導するべきである。

環境施設課

(指摘16) (P125)

各施設を現地調査し、備品台帳一覧に記載してある物品を確認したところ、以下のものが検出された。

(中略)

担当課が常に状況を把握しておらず、公有財産管理上の注意義務を怠っているため当規則に反する。特に、閉鎖されたままの倉庫については、早急に修繕し倉庫内を検査すべきである。倉庫内に何が入っているか分からないまま放置されていることは、非常に大きな問題である。併せて、倉庫が開閉できない等、施設の異常を長期間把握できなかった件について、原因を調査し、今後発生しないよう改善しなければならない。

また、受託者の備品等の管理について仕様書には次のように記載してある。

萩の台不燃物理立場の倉庫について、令和4年3月に開錠し中の点検を行ったところ、機器のメンテナンスに用いる油脂類等が確認されたため、使用可能なものについては、他の施設に照会したうえで、可能な限り有効に利活用することとしている。

各種備品等について、ご指摘のとおり適切に管理がなされないまま長期間放置されているものが存在する。このため、まずは使用可能なものと不能なものに分け、不能なものは除却し処分するとともに、使用可能なものは適切に管理等、計画的に整理を進めることとする。

こうした一連の整理を行う中で、備品シール及び備品台帳の見直しを進めていくこととする。

なお、作業については、令和4年度中に

(略表)

受注者が備品等の破損を放置しており、また、それらを効率的、経済的に使用していないため、仕様書に反する。

本来であれば、破損した物品等については受注者が原状復旧しなければならないが、担当課の管理不足でもあるため、すべてが受注者の責任ではないと考えられる。各施設の備品等について、今後の施設の使用状況等を勘案し、見直しをすべきである。

環境施設課

(指摘 17) (P127)

薬剤や予備品等、物品の管理について、受入数量及び払い出し数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。

また、現場視察時には購入後長期間にわたって使用していないと推察される薬剤等や、まだ使用可能な予備品等が散見された。

(中略)

各種薬剤や予備品、消耗品等が倉庫に長期間にわたって使用されず放置されている状態は、適正に管理、使用されていないため仕様書に反する。また、薬剤等が長期間放置されることは安全面においても問題がある。当薬剤等については、早急に処分などの対応をとるべきである。また、今後使用見込みのない予備品等については、売却等を検討すべきである。

環境施設課

(指摘 18) (P129)

委託業務報告書や日報、発注書等の書類の管理について各施設を現地調査したところ、直近3年程度の書類は整理及び保存されていた。しかしながら、それより古い書類については、倉庫や空き部屋に、段ボールに入れて積上げられる等、適正に管理されていなかった。

本市と受託者が共同して行い、作業を通じて適正な備品管理について意識の共有を図っていくこととする。

ご指摘を踏まえて、まずは長期間にわたり使用されず保管されている薬剤・予備品等について調査し、使用可能なものは有効に活用するとともに、使用ができないものについては適正に処分することとする。

そのうえで、令和5年度発注分から、薬剤・予備品等の「使用量」「納品量」「在庫量」を管理する棚卸表の記入を受託者に求めるとともに、本市においても確認していくこととする。

ご指摘を踏まえて、受注者に対し令和4年度中に適切に管理又は処分するよう指導することとした。

(中略)

当該文書は、宮崎市の管理対象外ではあるが、重要な文書であるため、書類を段ボール等に入れて放置するのではなく、書棚や倉庫に年度別に並べるなどの整理を行い、古い文書については処分する等、施設等を効率的、経済的に使用するよう指導すべきである。

環境施設課

(指摘 19) (P129)

宮崎市は、平成 18 年 1 月に佐土原町、田野町、高岡町と合併し、さらに平成 22 年 3 月に清武町と合併したのだが、合併前の契約、協定等に関する文書等が、なんら処理が行われることなく放置されていた。

(中略)

旧佐土原町等の文書は、当然宮崎市が保有する文書となり、宮崎市文書規程の効果が及ぶものである。別表第 2 によれば、契約、協定等に関する文書等については、重要なものを除き、保存期間が 5 年となっている。合併前の文書については、当期間を明らかに超過しているため、当規定に基づいて適正に処分等を行うべきである。

環境施設課

(指摘 20) (P130)

宮崎市たらのき台不燃物埋立場を視察したところ、現在停止している浸出水処理施設内の一角に机、棚、備品等を設置し事務所として使用していた。当施設には当初より事務室を含む管理棟があるが、長期間使用されておらず、机や書類が散乱している状態であった。

(中略)

事務室を含む管理棟の使用を受注者自らの判断で止め、停止した処理施設の一角を事務所として使用することは、公有財産の使用が適正に行われておらず、公有財産管

ご指摘を踏まえて、令和 4 年度中に文書規程に基づき適正に処分等を行うこととした。

たらのき台不燃物埋立場における埋立は完了し現在はごみの受入を行っていないが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃止基準を満たすまでの間、適切に維持管理を行う必要がある。

このため、浸出水処理施設は停止しておらず現在も稼働しており、埋立場からの浸出水を適切に処理する必要があることから維持管理業務を委託し、受託者は浸出水処理施設の一角を事務所として使用している。

一方で管理棟は、当埋立場でごみの受入

理上の注意義務違反に該当する。また、同じ理由で施設が不適切に使用されているため仕様書にも反する。

(中略)

さらに停止しているとはいえ、機械や処理装置、パイプ等は稼働していた当時と変わらずそのまま設置されている。そのため、劣化等によりいつ崩れ落ちるかわからない状況の中、机等を設置し事務作業等を行うことは安全面の観点からも問題がある。

(中略)

できるだけ早期に、簡易的に使用している事務所を整理し、仕様書に記載されているように原状復旧を行い、事務室がある管理棟を使用すべきである。

環境施設課

(指摘 21) (P132)

各施設を現地調査したところ、使用済みのタイヤや破損した機材、ドラム缶等の産業廃棄物が乱雑に放置されていた。施設の業務従事者に尋ねたところ「当該産業廃棄物は、長期間放置されているものであり、現在のところ使用又は処分する予定は無い。」との回答であった。

(中略)

産業廃棄物が長期間放置されていることは、事故、火災等の防止の観点からも問題があり、仕様書に反している。

特に、廃棄物の管理を司る環境部の施設内に、産業廃棄物が放置されている状況は望ましくないため、早急に改めるべきである。

環境施設課

(指摘 22) (P133)

たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託について、平成 28 年度包括外部監査報告

を行っていた当時に来場者への対応や電話対応をはじめとした事務を行うために使用していた施設であって、現在は使用する必要がないことから、本市では水道や電気に係る契約をはじめ管理棟の使用を中止するとともに、維持管理業務の委託範囲を浸出水処理施設に限定することで費用の縮減を図っている。

以上のことから、受託者が自らの判断で管理棟の使用を休止したわけではなく、事務作業を管理棟で行うべき特段の理由もないため、問題はないと考える。なお、使用する見込みのない管理棟については解体処分を行ったほうが望ましいが、財政上の制約もあるため、廃止基準を満たして埋立場全体を廃止する際に併せて解体することとする。

ご指摘を受けて速やかに調査を行った結果、廃材等について飛散・流出等のおそれがないことを確認した。今後は、早期かつ効率的に処分を進めるための計画を令和 4 年度末までに立案のうえ、計画に基づき適正に処分を進め、是正を図っていくこととする。

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の主

書において、次のように監査意見が述べられている。

(中略)

当該委託業務は、長期間1者に対する随意契約の方式に依るが、①随意契約時に要件などを再検討したか、②他の業者についての調査や比較は行ったか、③業者選定について具体的に記述した資料を整備しているかを担当課に尋ねたところ「過年度から令和2年度まで随意契約理由書以外の資料は作成していない。」との回答であった。

平成28年度の包括外部監査において、当該随意契約について検討及び改善するよう監査意見が述べられているが、なんら検討されておらず、改善もされていなかった。また、平成15年度に指摘され、宮崎市が当該指摘事項に対する措置を公表しているにもかかわらず、現在に至るまで当措置が講じられていない。

当委託契約は、当初とは異なり施設の状況等が大幅に変化している。そのため、要件や業務内容の再検討を行い、改めて他の業者について調査や比較を行うべきである。

また、平成15年度に指摘されているように、随意契約で業者を選定する場合には、随意契約理由書とは別に業者選定について具体的に記述した資料を整備すべきである。

環境施設課

(指摘23) (P135)

各施設を現場視察したところ、指定された検査日を超過した消火器が放置されていた。

(中略)

当該消火器の放置は、関係法令を遵守しておらず、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めていないため、仕様書に反している。当消火器に

旨に沿って、し尿の収集運搬業務が減少した当該受注者の代替業務として本件委託を随意契約としている側面もあるため、令和5年度契約分から、その内容を随意契約理由書に記載することとする。

消防法において機器点検や総合点検を要する施設は同法第17条第1項及び同法施行令第6条並びに別表第1で規定されているところであり、本規定に該当する施設については消火器も含め、適切に消防機器等の点検を実施している。

ご指摘の消火器は、点検義務のない施設に係るものではあるが、期限切れの消火器

ついて、直ちに適正な点検等が行われるべきである。また、今後、消火器の放置等を防ぐために、各施設の防災に係る点検等の見直しを行うべきである。

環境施設課

(指摘 24) (P136)

各施設の小型特殊自動車等の重機は、道路を走行するための登録ナンバーを取得しておらず、専ら施設で使用されていることから、その動力源に使用する軽油の引き取りについては課税されない(以下、「免税」という。)にもかかわらず、当免税が考慮されていない価格でたらのき台汚水処理場外維持管理業務委託に係る委託費が算定されていた。

(中略)

当委託費算定において、軽油が1ℓあたり141.53円で算定されていた。そのため購入予定量1,436ℓが389,000円(千円止め)で直接経費(積上げ分)に加算されていた。軽油引取税1ℓあたり32.1円の免税を考慮するのであれば、141.53円から32.1円が控除された109.43円で算定されるべきであり、直接経費(積上げ分)は157,000円(千円止め)となるべきであった。

宮崎市は委託契約等における軽油価格について、軽油を使用する作業については個別に免税となるか否かを検討し委託費を算定すべきである。

環境施設課

(指摘 25) (P137)

田野町一般廃棄物最終処分場を現地調査し、施設従事者のタイムカードを確認したところ、施設従事者2名のうち1名の退勤が16時台となっている日が複数あった。施設従事者に尋ねたところ「病院があるため、早退した。」とのことであった。また、早退について担当課に尋ねたところ、「勤務者は

が放置されている状況は適切でないことから、不要な消火器は、令和4年度中に適切に処分することとする。

軽油引取税の免税措置について県税事務所に確認したところ、免税の対象は廃棄物処理施設の運営主体である本市だけでなく、その受託事業者も含まれることが確認された。

免税の手続きは受託事業者が行うことになるため、令和4年度中に受託事業者との確認調整を行い、令和5年度契約分から、委託費の設計や積算における単価の見直しを図っていくこととする。

本業務については、「たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託」に基づき実施されており、田野町一般廃棄物最終処分場における業務は、仕様書及び特記仕様書に定めるとおり、(1)埋立覆土業務、(2)浸出水処理設備運転管理業務、(3)施設周辺監視業務等、(4)浄化槽維持管理業務、(5)水質

日報で確認しているが、勤務者の早退等、勤務時間については把握していない。」とのことであった。

(中略)

担当課が、勤務時間について把握していないことは、契約の履行を適正に検査しているとはいえず地方自治法に反する。

地方自治法施行令に定めるように、宮崎市は契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて検査をしなければならない。そのため、受注者から提出される日報により適正な検査が行えないのであれば、日報の改善を行うよう求め、適正な検査を行うべきである。

環境施設課

(指摘 26) (P139)

エコクリーンプラザみやざきの開設により、清武町一般廃棄物最終処分場等へのごみの搬入は大幅に減少している。そのため、各施設は、当初予定していた埋立期間の大幅な変更を余儀なくされている。例えば、高岡町一般廃棄物最終処分場では、当初の計画では埋立期間が平成18年度から平成32年度の約15年間であったが、令和18年度まで延期することとなっている。当施設は埋立後に体育館やテニスコート等、様々な用途に使用する予定であった。

これらの施設の計画的な運用について、担当課に尋ねたところ「大まかな運用計画は行われているが、搬入量等、細かい数字は決定していない。」とのことであった。これらの処分場は、前述している維持管理費だけでなく、施設の老朽化に伴う修繕費等もかかる。そのため、エコクリーンプラザみやざきと連携し、ごみの毎月の搬入量等を詳細に設定する等、各施設の計画的な運用を図るべきである。

検査業務である。

本市は、受託者の個々の従業員の勤務時間に関わらず、契約に基づき、受託者が組織として業務を適切に履行したか確認・検査しているところであり、今後も適正な検査実施に努めていく。

平成29年度から「4町域処分場早期閉鎖業務」に着手し、焼却灰や浸出水への影響を踏まえながら運用を進めているところだが、ご指摘のとおり、更なる運営の効率化を図っていく必要があることから、令和4年度中に処分場の総合的かつ長期的な計画を立て、適宜見直しを図っていくこととする。

環境施設課

(指摘 27) (P140)

宮崎市公有財産規則において、火災保険への加入について次のように定められている。

(中略)

宮崎市萩の台不燃物埋立場、宮崎市たらのき台不燃物埋立場、佐土原町一般廃棄物埋立処理場、田野町一般廃棄物最終処分場、高岡町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場の各施設は共済保険の対象となっている。この保険は、共済責任額に基本基率を乗じて支払額が決定されるのであるが、共済責任額の評価額は、主に再調達価格を基礎としている。各施設の付保の状況は、次の表のとおりである。

(中略)

これらの施設については今後の使用状況を勘案し、加入の見直しを行うべきであり、再調達価格の評価額を見直す等により保険料の減額を検討すべきである。

環境施設課

【9 旧焼却設備維持管理事業】

(指摘 28) (P148)

南部環境美化センター機械整備業務委託について

実施要綱第3条で「受注者は施設等の警備計画書を策定し、提出するものとする」とあるが、提出がされていなかった。宮崎市は受注者に対し、確認作業を怠らず受注者への指導を徹底すべきである。

環境施設課

(指摘 29) (P148)

南部環境美化センター周辺草刈業務委託について

随意契約の理由は「受注者は南部環境美化センターの維持管理業務のうち、施設周辺の草刈を行っており、地区住民がこの業

ご指摘を踏まえて、今後使用する見込みのない施設については、令和4年度からは共済保険の加入を見送ることとした。

なお、ごみの受入を完了している場合でも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める維持管理上の基準を満たし廃止に至るまでの間は、施設を適正に稼働し管理する必要がある。

このため、適宜見直しを行ったうえで必要な範囲において付保を継続することとする。

ご指摘を踏まえて、令和4年度から改めて受注者への指導及び提出物の確認作業の徹底を図ることとする。

廃棄物処理施設は迷惑施設であることから、その設置や運営については周辺地域や地域住民の理解や協力を得ていくことが不可欠である。

一方で本件施設は既に廃棄物の受入を

務に参加することにより廃棄物処理施設への理解を深め、施設周辺の環境美化の促進を目的としている。また、草刈箇所の地形をより良く把握しており、危険箇所を熟知しているので、効率的かつ安全に履行できる。」としている。

(中略)

地区住民はこの受注者でなくとも参加可能であり、草刈箇所の地形をより良く把握していることは、専門的な能力に該当するとは言いがたい。業務も仕様書には専門技術を要する業務を除く簡易な草刈業務とあり、従って随意契約から競争入札への移行を検討されたい。

環境指導課

【12 ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業】

(指摘 30) (P161)

業務実施報告書について、現在、受注者による自己申告形式となっており、申告内容を裏付ける証拠等の添付までは求めている。当報告書には、回収したごみの量(たばこの吸い殻、可燃ごみ、プラスチック製容器包装等)の記載はあるが、作業内容や写真、その他の報告は無かった。担当課に尋ねたところ、「散乱ごみの回収量測定や指定喫煙場所の清掃について、その他の方法によって適正に行われたか否かは確認せず、自己申告形式の報告書のみをもって、業務完了としている。」との回答であった。

(中略)

当自己申告形式の報告書のみでは、業務内容の適正な履行を確認できず、また、宮崎市による検査も十分に行われていないため、当規定に反する。

本事業が適正に履行されたか検査するために、客観的に確認できる写真等の資料を必須とし、担当者が申告内容を適正に検査できる体制とすべきである。

終了しているが、費用面から今後の解体や跡地利用の見通しが立っておらず、引き続き適正な管理を行っていく必要がある。

こうした状況から、本市ではこれまでの経緯を踏まえ、廃棄物処理施設に関して地域住民の理解や協力を引き続き得ていくことが重要であると考えている。

令和4年度から当該清掃業務で回収したごみの計量状況を毎回写真撮影して、実績報告書とともに提出させることとし、併せて定期的に市による現地調査も行うことにより、適正な業務履行を確認することとした。

環境施設課

【14 資源物処理事業】

(指摘 31) (P170)

プラスチック製容器包装処理について
契約変更支出負担行為となった要因は、
ガラス類の回収方法の一部を変更し、回収
率が向上したためである。契約上、実績数
量に応じて処理することになっているの
で、2,560,264円から2,842,197円に増加し
た。

(中略)

業務実施契約書覚え書(特定事業者負担
分)の第5条第5項において、「宮崎市は引
き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な
変更が見込まれる時は、遅延なくその変更
に関する合理的な理由を付した書面で容り
協に通知する。容り協はその連絡を踏まえ、
必要に応じて宮崎市と容り協の間で協議を
行った上で、容り協としての対応を判断す
る。」と規定している。

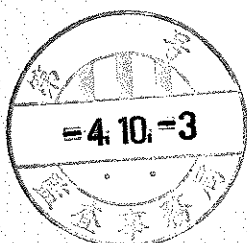
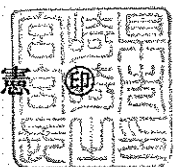
これに関し、変更に関する合理的な理由
を付した書面があるのかを担当課に問い合
わせたところ「書面による通知を失念して
いた。」ということであった。これは第5条
第5項違反に該当し、容り協から次年度の
引き取りを拒まれる可能性があった。幸い、
容り協から次年度の引き取りを拒まれるこ
となく、令和3年度も申込量通りで契約を
締結している。今後このようなことがない
よう注意喚起されたい。

ご指摘を踏まえて、令和3年度中途か
ら、毎月行う引渡量の報告の際に、「年間
計画量に対する執行率」を組織内で確認す
ることとした。今後は執行率を管理し、年
間引渡量の大幅変更が見込まれる際には、
相手方に対し適切に書面で通知すること
とする。

令和4年 9月30日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山知憲



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

令和 3 年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

環 境 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>第 1 環境保全課の事務事業 環境政策課 【1 太陽エネルギー利用機器導入促進事業】 (意見 1) (P32)</p> <p>第三次宮崎市環境基本計画(以下単に「環境基本計画」という)においては、太陽光発電設備導入容量を平成 39 年度(令和 9 年度)までに 106,681kW にすることを最終目標としており、令和 2 年度には 71,325kW が目標値となっている。</p> <p>(中略)</p> <p>一方、各年度における本事業の目標値は、予算額の範囲内で太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池の件数を最大化するように決定されており、その値は環境基本計画とは全くリンクしていない。また、宮崎市において太陽光発電システムの導入容量に関わる事業は本事業のみである。そうすると、環境基本計画における太陽光発電設備導入容量を達成できるかどうかは民間の自然増次第ということになる。</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、本事業が補助事業である限り、その事業の最終的な総補助金額の基礎となる最終目標値は設定されるべきと考える。最終的な目標値がなければ、補助金をこれからどれだけ出さなければならぬかの計画が立てられない。そうなれば、本来必要とされるべき補助事業が予定よりも早期に終了したとしても、その後も漫然と補</p>	<p>ご意見を踏まえて、太陽光発電設備導入容量(定置用リチウムイオン蓄電池を含む)の目標値を設定するために、補助事業を活用して再エネ種別のポテンシャルと需要の状況について分析・調査を進めたい。</p>

助金が交付され、市民に不要な税負担を強いることになるであろう。反対に、必要な補助金を交付できないために、十分な成果を上げられない可能性もある。

よって、民間による太陽光発電設備導入容量を調査し、その結果を基に環境基本計画における目標値を勘案した本事業の適正な各年度の目標値及び令和9年度における最終目標値を検討されたい。

また、定置用リチウムイオン蓄電池についても最終目標値が設定されていない。この点について担当課に尋ねると「蓄電池については、基本計画に目標は盛り込まれていないが、卒FIT(固定価格買取制度)への対応や災害時活用を目的に補助している。」とのことであった。環境基本計画の策定段階では蓄電池が考慮されていなかったため、そこに目標値が設定されていないのは当然のことといえるが、定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助事業についても、合理的な計算に基づく最終目標値を設けていただきたい。

環境政策課

【2 COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業】

(意見2) (P35)

街頭ビジョンとデジタルサイネージの業務による波及効果の測定については、交通量による推定のみでなく、アンケートによって認知度の実態を把握されたい。

(中略)

しかし映像がどの程度通行人の印象に残っているのかを調べるのであれば、放送の前後において映像が見えない場所でのアンケートを行うべきであろう。実際にどの程度の人がこれらの映像から「COOL CHOICE」を認知しているのかを確認し、その波及効果を測定していくべきと考える。メディア媒体を使った周知活動の成果や費用対効果はなかなか把握しにくいいため、実態をより

ご意見を踏まえて、COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業は、令和2年度に終了したため、今後、類似事業を実施する場合は、市民アンケートを活用する等、「実態をより把握できる測定方法」も考慮して事業を立案していくこととする。

把握できる測定方法を採用されたい。

環境政策課

(意見 3) (P35)

令和 2 年度「COOL CHOICE (賢い選択)」普及啓発事業企画・運営委託については、公募型プロポーザル方式により事業者を選定して随意契約を行っている。この公募型プロポーザルに対して平成 30 年度は 6 者の応募があったが、平成 31 年度以降は 1 者しか応募してこなかった。

本来、事業者の選定は複数の事業者に競わせることが基本であり、宮崎市の方でもそのための努力は行われている。平成 31 年度に 1 者の募集しかなかったため、令和 2 年度の公募の際には平成 30 年度に参加した 6 者に対して電話による参加の呼びかけがなされている。しかし、「予算額が下がったことや多忙を理由に断られ、複数の業者による競争は行えなかった。」ということである。

このようにやむなく 1 者のみによるプロポーザルになってしまった場合、複数の事業者の参加を前提として作成された採点基準とは前提条件が異なるため、失格点をもうける等採点基準を見直し、安易な随意契約とならないような配慮をすることが望ましい。この点について担当課に尋ねてみると、「見直し等はしていない。」とのことであり、通常通りの採点基準で審査していた。

(中略)

よって、募集が 1 者のみの場合の採点基準を検討し、複数の場合の採点基準とともに募集要項に載せるよう再考していただきたい。

環境指導課

【3 水質汚濁防止対策事業】

(意見 4) (P41)

公共用水域水質測定業務の入札につい

ご意見を踏まえて、令和 3 年 10 月から、合計点数が満点の 60%未満の場合は受託候補者として選定しないこととし、1 者のみでも適正に評価できるよう改善を図った。

ご意見を踏まえて、令和 5 年度以降 2 者

て、落札価格は2,800,000円となっていた。宮崎市は積算の参考としてA者とB者の2事業者から見積書を取っている。そのうちのA者は今回落札した事業者であるが、7,538,500円という落札価格の2倍以上の見積金額を付けている。またB者の見積金額はA者より少し低い7,028,700円となっていた。

(中略)

見積書を取り寄せている理由について担当課からは「各分析項目について、積算根拠となる単価が必要なため。」との説明があったが、各項目の単価も積算の方が見積書の金額よりはるかに低い金額になっており、これでは見積を取る意味は全くないといえよう。

そこで積算の方法について担当課に質問すると「見積書の単価をもとに、過去の実績を勘案して設計書を作成している。」、具体的には「2者の見積書のいずれかを選び、その各分析項目の単価に定数を掛けて予定価格の各項目の単価を算出している。」とのことであった。また、この掛け率についても具体的根拠は示されておらず、予定価格が決められた金額になるように逆算によって算出されているようにも見受けられる。

このようにみると、本事業における予定価格の積算方法は適正とはいえないと思われる。見積価格が適正であれば予定価格がこれらの見積価格よりはるかに低い現状の金額に設定されることは、事業者の経営を相当に苦しめることになり、サービスの質の低下をまねくことになりかねない。またそうでないとなれば、見積書を作成する事業者があらかじめ減額されることを想定して見積金額を故意に高くしていることも考えられる。

よって、現在の積算方法を改め、上記の2者以外の見積や受託者に対するモニタリングにより適正な積算を行うよう検討され

以外から見積書の提出を依頼することとする。

たい。

環境指導課

(意見 5) (P42)

宮崎県の令和 2 年度公共用水域水質測定計画によると、3 地点(一ツ瀬 橋、柳瀬橋、相生橋)において宮崎市と国・宮崎県の水質測定が重複している。測定項目や想定回数が全く同じというわけではないが、同一の測定地点で同じ測定項目に対する調査が行われていることには疑問を感じざるを得ない。

(中略)

本事業の流れからすると、宮崎市が測定箇所を宮崎県に報告した後は宮崎県が判断していることであって、宮崎市の方ではどうにもならないようにも思われる。しかし、現在の重複した水質測定が本当に必要なものなのかを宮崎県と協議し、そのうえで必要性に乏しいものがあれば無駄な測定は中止するよう提案することはできるであろう。

現状のまま漫然と測定を行うことは市民に不要な税負担を強いることになる場合もあるため、重複している水質測定について、宮崎県任せの状態を改め、宮崎県と協議のうえ各測定の必要性を把握し、無駄な測定はないかを検討されたい。

環境政策課

【5 ホタルの里づくり事業】

(意見 6) (P48)

ホタル保存地区(以下「保存地区」という。)に対する報償金は一律 30,000 円となっているが、各保存地区の平成 30 年度から令和 2 年度における活動実績は下表のとおりである。

(中略)

モデル地区のような業務の量に応じた報償金にするか、もしくは報償金を受け取る

令和 4 年度、県に聞き取りを行ったところ、県が水質の状況を見極めながら、将来的に削減を検討していくとのことである。

ご意見を踏まえて、令和 4 年 4 月に要綱改正を行い、活動内容を「(1) 指定地区のホタル生息調査(年 4 日以上)」と「(2) ホタルが生息する河川の清掃等(年 2 回以上)」、「(3) ホタル保存会総会への参加(市主催)」、「(4) 自然環境保全に係る意識啓発活動(随時)」の 4 項目に整理し、さらに、生息調査及び河川清掃については最低限

ための最低限の活動内容を要綱に盛り込む等の対応策を検討されたい。

環境指導課

【6 大気汚染防止対策事業】

(意見 7) (P54)

有害大気汚染物質モニタリング委託業務の入札において、予定価格に対して落札価格はやや低すぎる金額といえる。

入札業者の中には予定価格に近い価格で入札した業者もいたもので、予定価格そのものは妥当であったのかもしれない。とすれば、落札業者が無理をして低い落札価格を提示したことになる。この場合、事業者はコストカットの必要に迫られ、サービス低下が生じる恐れがある。または、サービスの質を落とさないために事業者が雇用する労働者の勤務条件等が不当に悪化させられる恐れもある。

この件について担当課は「この差額の理由については把握していない。」とのことであったが、この状態を放置しておく訳にはいかないと思われる。

宮崎市は外部委託の推進に関する基本指針の中で、外部委託するにあたっての留意点として「委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が悪化することのないよう、事前の委託料の積算や委託後のモニタリングにおいて留意する。」ことと定めている。

本事業においてもこの指針に従い、受託者へのモニタリングによってこの差額の発生原因を解明し、最低制限価格を設けることも検討されたい。

環境指導課

【8 自動車交通騒音対策事業】

(意見 8) (P58)

令和 2 年度宮崎市自動車騒音常時監視業

の活動回数を設けるなど、改善を図った。

事業者から法律に基づいた成果物である測定結果が提出されており、業務は適正に履行されていると判断している。

しかしながら、外部委託の推進に関するご意見を踏まえて、今後も適正な運用を進めていくこととする。

事業者から法律に基づいた成果物であ

務委託について、予定価格に対して落札価格はかなり低い。この原因としては予定価格が通常の価格に比べて高すぎる場合と落札価格が低すぎる場合の2通りが考えられる。

予定価格の方が通常の価格に比べて高すぎる場合、宮崎市の方で積算の見直しが必要となろう。現在の宮崎市の積算価格が高すぎるのであれば、複数の業者から見積もりを取り寄せ、適正な予定価格にすることが必要と考える。平成31年度の契約額も令和2年度と同額であったことを考えると、両者の差の原因がここにある可能性も十分にあり得る。この場合、予定価格付近で落札されると、宮崎市は通常の価格に比べてかなり割高な委託料を支払うことになる。そうすると市民に不要な税負担を課すことになろう。

逆に落札価格の方が通常の価格に比べて低すぎると、当該事業者は本事業で利益を出すことが非常に困難になるといえる。この場合、宮崎市としては当該事業者からのサービスの質の低下が懸念される。また、当該事業者の経営が圧迫され、ひいてはその労働者の勤務条件等が不当に悪化させられる恐れもある。この点については宮崎市も外部委託の推進に関する基本指針を定めており、外部委託するに当たっての留意点として「委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が悪化することのないよう、事前の委託料の積算や委託後のモニタリングにおいて留意する」こととしている。

この件について、担当課に尋ねたところ「入札価格については企業努力であり、予定価格と落札価格に開きがある理由については把握していない。」とのことであったが、理由を把握していないまま放置しておくことには問題があると思われる。上記のように現在の状態は正常といえるものでは

る測定結果が提出されており、業務は適正に履行されていると判断している。

しかしながら、積算や受託者へのモニタリングに関するご意見を踏まえて、今後も適正な運用を進めていくこととする。

なく、何らかの問題を内包している可能性もある。よって、見積もり等による積算の再検討や受託者へのモニタリング等による実態把握によりこの差額の原因を究明されたい。そして、他の自治体において業務委託の入札の際に最低制限価格を設けている場合もあるので、この点についても併せて検討されたい。

環境指導課

【9 ダイオキシン類対策事業】

(意見 9) (P60)

事業場立入に係るダイオキシン測定業務について本事業では水質に係るものだけを担当している。対象となる施設はエコクリーンプラザみやざき、宮崎処理場、大淀処理場の3施設のみであり、すべて宮崎市が所有するものである。当該施設は法に基づく自主水質検査も行っているが、それに加えて毎年1カ所ずつ立入し、水質検査と書類検査を行ってきた。しかし、本事業での水質検査の内容はこれらの施設の自主検査と同様のものであり、どちらの検査も実施主体が宮崎市であることから、本事業の水質検査の意義が疑問視されるようになった。このため、令和3年度からは本事業の水質検査を廃止し、自主水質検査の結果等を書類検査することとなった。

しかしそうなると、本事業の業務はダイオキシン類等常時監視業務のみとなる。この状況で、このまま本事業を単独の事業としておくことは非効率であると考えられるため、事業内容が類似している産業廃棄物処理監視事業のダイオキシン類分析測定業務との統合を検討されたい。

環境政策課

【12 共同利用施設整備事業】

(意見 10) (P65)

令和2年度における本事業の内容は、月

本事業は、大気や水質の常時監視と特定施設の立入検査であり、別に行う廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設への立入検査を目的とする事業と性格が異なる。

ご意見を踏まえて効率的な方法がないか、今後連携できる部分があれば連携を図っていくこととする。

ご意見のとおり、令和3年4月から共同

見が丘センターの駐車場整備工事と南赤江センター及び柳籠センターの共同利用施設アスベスト含有分析調査であるが、いずれも令和2年度で完了している。

(中略)

また、本事業と共同利用施設管理事業及び共同利用施設 AED 設置事業を1人の担当者が継続して受け持っている。

このような状況でこれら3つの事業をそれぞれ一つの事業として置くことは事務負担の面から考えても、効率性に乏しいと考えられる。よってこれらの事業を共同利用施設管理事業に統合することを検討されたい。

環境政策課

【13 こども 5R 学習事業】

(意見 11) (P69)

こども 5R 学習事業の委託契約において、受託者側から打合せと当日を合わせた1回あたりの契約単価を1万円増額するよう申し出が行われている。その理由は、次のとおりである。

- ・10年間事業費があがっていないが、景気変動が加味されていない。
- ・スタッフに日当を払っているが、交通費までは対応できていないので交通費(500円程度)も出してあげたい。

(中略)

なお、受託者からのこのような申し出に対し、宮崎市は次のように回答している。

- ・5Rについては、議員からの関心も高く、先生からの評判も高い事業である。
- ・単価について、いただいた意見をもとに検討していく。沖縄(那覇市)での現在の状況についても確認する。
- ・増額を行う場合、今年度とどう変わっていくかを見せなければいけない。

このように宮崎市の方でも本事業に期待しており、単価の問題についても歩み寄り

利用施設 AED 設置事業を、令和4年4月から共同利用施設整備事業を共同利用施設管理費に統合した。

ご意見を踏まえて、那覇市の状況を確認し、受託者と協議した結果、令和3年度については、委託料積算において講座1回当たりの単価を5,500円増額した。また、今後受託者へのモニタリングや社会動向も踏まえながら適宜見直しを行っていくこととする。

の姿勢も示しているので、これらの対応が早期に行われることを期待する。

環境政策課

【14 みやざきエコアクション認証制度事業】

(意見 12) (P72)

本事業の評価基準を認証事業者の累計から ISO 取得等以外の理由による辞退者数を除外した数値を用いるよう変更されたい。

(中略)

環境に優しい事業活動に継続的に取り組む事業者を支援するという本事業の目的に照らしてみれば、ISO 取得等のステップアップは歓迎されるべきものであり、評価基準の数値に入れてしかるべきと思われる。しかし途中で断念するような事業者が今後このような活動を継続していくとは考えにくく、本事業にとってはマイナス要素といえよう。よって本事業の評価基準としては、認証者の累計から ISO 取得等以外の理由による辞退者数を除外した方が、より本事業の効果を適切に表すものになると考える。

環境政策課

(意見 13) (P72)

建設業者以外の事業者に対する周知について、事業者エコアクションに対する興味を持ってもらうため、コストカットの成功例をいくつか紹介して本事業の経営上のメリットを事業者にアピールすることを検討されたい。

(中略)

例えば、研修等で複数のエコアクション認定事業者におけるコストカットの成功事例(経費の削減額等)とその手法等を事業者で紹介し、これを体験する機会としてお試しに3ヶ月間の環境マネジメントシステム運用を勧める。このお試し運用に参加する事業者が増えていけば、認証を受ける事業

ご意見を踏まえて、認証者の累計は本制度に取り組んだ事業者の実績として評価基準になり得ると考えているところだが、認証者の指標については、本事業の趣旨を踏まえ、今後、適切な評価基準となるよう見直しを検討することとする。

ご意見を踏まえて、本事業のメリットでもあるCO2削減とそれに伴うコストカットの事例について、産業廃棄物排出事業者講習会で紹介する等、周知を図ることとする。

者が増加する可能性も高くなるであろう。また結果的に認証を受けなかった事業者についても、お試し運用で実際にコストカットができれば、その後の事業活動において自主的にエコアクションを継続していくことも期待できよう。

このような周知方法は本事業の本来の流れではないかもしれないが、環境に優しい事業活動に継続的に取り組むという事業者を育成するという本事業の目的を考えれば、検討の余地はあると思われる。

第2 環境業務課の事務事業

環境業務課

【1 一般廃棄物収集運搬事業】

(意見 14) (P75)

旧宮崎市の事業について、設計書上事業を行うために必要な車両の台数は86台ということである。一方で、指名競争入札に入った5事業者のうち4事業者は、車両の保有台数がそれぞれ9台、4台、5台、7台ということである。実際の入札においては、車両保有台数が少ない4事業者は入札を辞退し、上記の協同組合が落札するという結果となった。

宮崎市によれば、指名競争入札を実施する理由として「公平性」「経済性」「適正履行確保」の観点が挙げられるということであるが、客観的にみて入札を辞退した4事業者が本事業を適正に履行できるとは到底いえないと思われる。

(中略)

適正な履行を行うことに相当の疑義がある事業者を入札に入れることの妥当性については、再考することが求められる。

環境業務課

(意見 15) (P75)

本事業における旧宮崎市域外の4地域(清武町、高岡町、田野町、佐土原町)の入札に

旧宮崎市域の事業について、業者を入札に参加させることの妥当性については、入札前に業務が履行可能かを十分確認したうえで指名を行うこととする。

本事業の委託においては、家庭ごみの収集が滞ることで市民生活に大きな支障が

おいては、いずれも【意見 14】で述べた 5 事業者が参加した。入札参加者のうち【意見 14】で落札した協同組合以外の 4 事業者は、それぞれ清武町、高岡町、田野町、佐土原町を所在地とする事業者である。

入札を実施したところ、清武町の収集業務については清武町の事業者が、高岡町の収集業務については高岡町の事業者が、田野町の収集業務については田野町の事業者が、佐土原町の収集業務については佐土原町の事業者が、それぞれ落札する結果となった。

この入札に関して、そもそも旧宮崎市域の事業者が設立した協同組合に参加させることについては、公平性の観点から疑問がある。すなわち、協同組合は車両の保有台数からみても他の 4 事業者を圧倒する規模の団体であり、なおかつ旧宮崎市域外の収集運搬事業においてそれほどの車両保有台数が必要ともいえないことからすると、あえて協同組合の構成企業単体でなく協同組合を入札に参加させる合理性は乏しいといえる。

また、入札の結果をふまえたとき、各地域に所在する事業者がそれぞれ落札しており、当該地域に所在することの優位性があるように思われる。そうすると、入札という形式を採用しているとはいっても、実際のところ競争原理が働いているのかという疑問がある。

宮崎市には本件入札に入れられていない一般廃棄物収集運搬許可業者が 40 程度は存在するところであるから、これらの許可業者の所在地に着目した形で入札参加者を選定するという点も検討の余地があるように思われる。この点について、宮崎市担当課によれば「過去の履行実績」から入札参加者を選定したということであるが、そうであればいつまでも本件と同様の入札結果になることも想定され、それは実質的に競

生じることのないよう、業務遂行の安定性や継続性を十分に確保する必要があることに留意し、入札を行ってきたところである。今後も同様に入札を行って行く必要があるが、入札参加者の選定においては、今回の意見を踏まえた対応が可能であるか検討していくこととする。

争原理を働かせたことになるのかという問題も生じかねない。

環境業務課

(意見 16) (P77)

本事業のうち「不法投棄調査業務委託」の仕様書には、勤務時間等として「勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。(夜間を除く)」との記載がある。このうち「夜間を除く」の意味が判然としないため宮崎市担当課へ尋ねたところ、「夜間に本業務を行うことはないののでこの記載をする意味は特段ない。」ということであった。

そうであれば、今後は疑義を生じさせないため「夜間を除く」との記載は削除すべきである。

環境業務課

(意見 17) (P78)

本事業の受注者に対して、ごみ収集の実績報告書作成および提出を求めているが、この書式・体裁が事業者によってまちまちである。

宮崎市の担当者が報告書のチェックを行う際の効率化を図り、見落とし等がないようにするという観点からは、宮崎市において受託業者に対して報告書の体裁を指定し、統一のもので作成および提出してもらう方が望ましいと考える。

環境政策課

【2 ごみ減量啓発事業】

(意見 18) (P79)

設置要綱第 2 条第 1 号に基づいてアドバイザーから受けた宮崎市民からの意見・要望等については書面等に残した上で、宮崎市の担当者が変更した際に適切に引き継がれるような仕組みとすることが望ましい。

(中略)

ご意見を踏まえて、令和 4 年度契約から不法投棄調査業務委託の仕様書の「夜間を除く」の記載は削除することとした。

各社独自のシステムで報告書を提出しており、システムを統一化するためには新たな費用負担が発生するなど、難しい面があるが、ご意見を踏まえて、今後統一化の可能性について協議を行っていく。

ご意見を踏まえて、令和 4 年 4 月から、「報告書・意見」をまとめる様式を作成し、市民からいただいた意見をデータで管理できるよう改善を行った。

そのためには、アドバイザーから受けた意見等を担当者の頭の中に残すだけでなく書面等で明確にしておくほうが、よりスムーズかつ適切な施策への反映のためには妥当ではないかと思われる。

環境業務課

【3 家庭系生ごみ減量促進事業】

(意見 19) (P83)

補助金の交付を受けるための要件として、電動生ごみ処理機を「宮崎市内の販売店から購入する」ということが挙げられる(宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第2条第1項第1号)。このように購入先を限定した理由については、担当課によれば、「地場産業振興のため」ということである。

しかしながら、本事業の主たる目的は生ごみの減量を図るという点にあるところ、市民からすれば同一商品であってもできる限り安価であるほうが、自己負担額が低くとどまることから望ましく、処理機購入の動機はより高まる可能性があるといえる。その結果、より積極的な電動生ごみ処理機の購入やそれに伴う生ごみ減量が期待できる。また、宮崎市にとっても、市民が購入した商品ができる限り安価であるほうが、補助金としての支出額も低額で済む。

(中略)

一般論として地場産業振興を考慮して政策を実施することは否定しないものの、本事業においては、購入先を宮崎市内の販売店に限定するのではなく幅広い選択肢を認めるほうが適当であるように思われる。

環境業務課

(意見 20) (P83)

本事業を利用して生ごみ処理機器を設置した宮崎市民に対して、アンケートを実施している。アンケート実施に際しての起案

地場産業振興のために市内の店舗で購入することを要件としているが、ご意見を踏まえて、安価で購入して市の歳出が減少することと、どちらを優先すべきなのか、今後検討することとする。

アンケートの結果から「費用対効果」を出すことは難しく、起案文書の中の文言としてふさわしくないものだった。今後、ご

文書には「生ごみ処理機器の費用対効果資料作成のため」という記載がある。

ここでいう費用とは、本事業実施にかかる人件費や交付した補助金額、生ごみ処理器の購入費用、など様々な想定がされるところであるが、何を指しているのかが判然としない。また、一般論として事業を継続するのか中止とするのか判断するためには、費用対効果を検証することは有用と思われるところであるが、本件においてはアンケートを通じて可燃ごみ減量の推計を行っているにとどまる。

仮に何らかの費用について調査したうえで費用対効果に関する資料を作成する予定であったのであれば、それを確実に行うことが求められる。一方で、可燃ごみ減量の推計のみを行うつもりであったのであれば、起案文書は正確なものにする必要がある。

また、可燃ごみ減量の推計のみであれば、各年度の生ごみ処理器交付実績や補助金支給実績からも一定の推計は可能と思われ、あえてこのようなアンケートを実施する必要性及び相当性があるのか、再度検討してもよいように思われる。

環境業務課

(意見 21) (P84)

生ごみ処理器の現物支給においては暴力団排除に関する手当てがされていない。この理由については、宮崎市の担当課によれば「本事業は暴力団の利益となるおそれがない事業であると判断しているから。」ということである。一方、電動生ごみ処理機の購入にかかる補助金の交付においては、暴力団排除に関する規則上の規定が存在する(宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第2条第4項)。

この点について、生ごみ処理器の現物支給であっても一定の利益を供与するもので

意見を踏まえて、アンケート実施の起案においては、その目的や必要性を十分検討し実施することとする。

暴力団排除条例に基づき適切な対応が求められるが、同条例の逐条解説によれば、「市の事業の中には、暴力団員であるということのみをもって一律に排除することが適当でないものが存在し、その場合においては、暴力団の関与の実態があるか、また、暴力団排除の実効性があるかなどを勘案したうえで、各事業ごとに適切に「必要な措置」を講ずること」となっている。

本事業については、過去の実績等からみても暴力団を利することとなる可能性は

あることは争いがないので、これを暴力団関係者へ行ったとしても暴力団の利益となるおそれがないから問題ない、という考え方は、直ちに納得のいくものではない。宮崎市民が納める税金が用いられる以上、暴力団関係者へ現物支給を行うというのは控えるのが相当であると考えます。

以上のことから、宮崎市生ごみ処理器支給要綱を改正するなどして暴力団排除のためのルール作りを行うべきである。

環境業務課

【4 ごみ関連チャットボット事業】

(意見 22) (P86)

今回のプレゼンテーションについて審査・採点を行った宮崎市職員は合計 10 名である。このうち 5 名は、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行う者であるかを知ったうえで審査・採点を行った。5 名がこれを知るに至った理由は、担当者において「公平性の確保のため業者名は判別できないようにしています」というメモ書きのもとプレゼンテーションのタイムスケジュール案(これには応募者名が載っている)が示され、これを実際に決裁した職員のうち 5 名が審査・採点を行ったことによるものである。

このような決裁過程を経てしまえば、審査・採点担当者が応募者名を知った上で審査等に臨むことになってしまい、「公平性確保のために業者名を判別できないようにする」という目的は逆に達成できず、本末転倒であることは明らかである。一方で、実際に事業を行う担当部・課職員において審査・採点に関わる必要性があるということについても理解できる。

以上のことをふまれば、できる限り公平性を確保するために業者名がわからないようにする、という目的を達成するための何らかの工夫を講じるべきだと考える。

低いと思われるが、ご意見を踏まえて、「必要な措置」として、令和 4 年 7 月から転売しないこと等を誓約させる書類の提出を求めるよう是正した。

ご意見を踏まえて、次回、プロポーザル方式で発注する場合は、業者名が審査採点に携わる職員に判別されないような決裁方法をとることとする。

(中略)

なお、本件について仮に応募者名およびプレゼンテーションの順序を知らなかった審査・採点担当者からのみの採点を集計した場合、実際に受託した業者とは別の業者が最高点数を得る結果になっていた。そうすると、本件においては実際に、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行うかについて知っていたことが採点に不公平な影響を与えた可能性も否定できないと思われる。このことから直ちに、応募者名及びプレゼンテーションの順序を知っていたことが採点に不当な影響を与えたとまでは評価できないものの、客観的事実として付言する。

環境業務課

(意見 23) (P87)

審査・採点担当者の合計点数で受託候補者を決定している。これが必ずしも不当ということはできず一定の合理性があると思われるが、一方で、極端に高い点数や低い点数を付けた担当者の採点の影響を大きく受けてしまうという問題もある。

そのような問題を避けるため、例えば、各採点のうち最高得点と最低得点を除外した上での合計点数で優劣をつけるなどの方法も検討するとよいのではないかと考える。

環境業務課

(意見 24) (P88)

Yahoo! JAPAN アプリを使用して宮崎市のホームページを閲覧した場合、本件のチャットボットが表示されないという事象があった。これについて担当課に尋ねたところ、「仕様書では『特定のWebブラウザや機能に依存しない』とされており、主たるWebブラウザへの対応は確認できているため、仕様書違反にはならない。」とのことで

プロポーザル方式における採点については、全庁的なルールである「プロポーザル方式事務の手引き」に基づき行っており、今後も同手引きに基づき適正に実施することとする。

本システムはWEBブラウザ上で動作するチャットボットであり、WEBの標準規格に準拠して作成を行っている。標準規格への対応は個々のアプリ側の仕様によるため対応が難しい。本市として、チャットボット利用者に対し、挙動を担保する一般的なWEBブラウザを明示するなど、利用者への使い勝手に配慮していきたい。

ある。また、「あらゆるアプリに対応するようシステムを構築することは無理がある。」ということでもあった。

もっとも、市民が一般的に使用するようなアプリに関しては、事後的なシステム改修の費用を抑えるなどの観点から、ある程度仕様書に記載しておくことも考えられる。ただし、何をもって「市民が一般的に使用するアプリ」といえるかについては時代等によっても変化が生じうるものである。うえ、アプリ側の仕様に左右される場合もあることや、逆に仕様書に記載しすぎることによって初期費用が過度に高くなる場合もありうることから、この点については適宜柔軟に検討していただきたい。

環境業務課

【6 資源物(衣類)処理事業】

(意見 25) (P91)

宮崎市内の古紙回収問屋で組織された組合との間での随意契約により、本事業を進めている。その理由として、当該組合しか本業務を行えないことを挙げる。

しかしながら、本件については組合の構成員である各古紙回収問屋を契約相手として進めることも可能なように思える。受託業者が衣類を運搬するのではなく、引取業者が回収を行うというのであればなおさらである。

また、あえて組合が主体となって本業務を行う合理性も見あたらない。仮に衣類の保管場所に所在の事業者でなければ本事業を行えない事情があるのだとすれば、当該事業者と個別に随意契約により資源物処理事業委託契約を締結して行えばよい。

なお、宮崎市へのヒアリング結果によれば、「衣類の処理業者は鹿児島県と熊本県の2事業者しかおらずその引取価格も統一されており、各古紙回収問屋に競わせることは困難である。」との見解があった。しかし

古紙回収と同様に、衣類回収も古紙回収問屋で組織された組合で回収し、各問屋で保管している。また、衣類の引取業者が引取相手とするのは古紙回収問屋で組織された組合のみであり、組合の構成員である古紙回収問屋単体とは取引しないことを確認している。従って、各問屋ごとで個別の随意契約を行うことはできない状況である。以上のことから、衣類の安定した処理を行うことができ、引取業者の唯一の契約相手方である組合と随意契約を行うことが適切と判断している。

ながら、処理業者の引取価格が仮に統一されていたとしても、必然的に古紙回収問屋の受託金額が同じになるわけではないので、この点は随意契約によることを許容する理由とはならない。

以上のことからすると、本件について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件を充足するののかについては、疑義がある。

環境業務課

【8 資源物集団回収推進事業】

(意見 26) (P96)

指摘事項9で述べたとおり、申込み期限後の申込みに対しては、基本的にその都度決裁伺いがされ各決裁権者の決裁を経て報償金の交付がされている。そうすると、期限後に申込みがされた都度この決裁過程に関わる宮崎市職員が何らかの時間を費やすことになるが、これはきわめて非効率であり、人的資源の有効活用という観点からは改善が望ましい。

申込み期限後の申込みについては、例えば年度末にまとめて処理するなどの工夫があるとよいと考える。

環境業務課

【10 生活系一般廃棄物の適正排出管理事業】

(意見 27) (P100)

同一の集積所にごみ集積所ボックスがすでに設置されている状況において、追加設置にかかる補助金交付を決定した事案が存在する。これについては、要綱上、原則的には補助金交付対象とはならず、「市長が特に認める場合」は例外的に補助金を交付することができることとされている(宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱第2条(4))。

この補助金交付決定に関する起案文書を

ご意見を踏まえて、令和4年度から、申込み後の速やかな報償金の支出に配慮しながら、事務効率化の観点から、ある程度まとめて処理を行うこととした。

ご意見を踏まえて、令和4年度から、補助金交付にあたり例外要件を充足する必要がある場合においては、起案文書に要件を満たす理由を明確に記載したうえで、補助金交付決定の決裁を行うこととした。

確認したところ、「市長が特に認める場合」の要件を充足するかどうか、という点について具体的事情に関する明確な言及はない。

(中略)

原則は補助金交付が不可能な事例であるが例外要件をみたす事情があるような場合には、当該例外要件を充足する必要があることについては明確に記載したうえで、当該事例における要件充足の理由を記載した起案及びそれに対する決裁を行うことが望ましいと考える。

環境業務課

(意見 28) (P101)

中国語版、韓国語版に翻訳された収集日程カレンダーについて、中国語や韓国語に精通した人物に依頼して検収業務を行ってもらい、これに対して報償費を支出している。報償費の支出に関しては、財務規則 59 条により「支給調書」が必要であるが、本事業において添付されているのは「従事証明書」である。

そうすると、本事業においては「支給調書」が添付されておらず、財務規則上の要件を充足しない支出がされたのではとの疑義が生じる。

(中略)

財務規則が「支給調書」を必要としているのに、あえてそれとは異なる名称の書面を相当する書面であるとして添付する意味は乏しいように思える。無用な疑義を生じさせないという観点からは、今後は財務規則の文言に従い「支給調書」を作成して添付することが望ましいのではないかと考える。

環境業務課

(意見 29) (P102)

ごみ収集を実施した際に収集できないご

ご意見を踏まえて、次回の報償金支払からは、「従事証明」でなく、「支給調書」を作成して添付するよう改めることとする。

ご意見を踏まえて、令和 4 年度発注のス

みが存在した場合において、収集ができない旨を周知するためのステッカーに関し、その注意書きをみると、「20cm以上の缶は金属類」「色付きペットボトルは燃やせるごみへ」「ガス缶・スプレー缶・塗料缶は金属類へ」とあり、語尾が統一されていない。この点については、すべて「～金属類へ」あるいは「～金属類」などと体裁を統一することが望ましい。

第3 廃棄物対策課の事務事業

環境施設課

【1 エコクリーンプラザみやざき新運営体制移行事業】

(意見 30) (P108)

エコクリーンプラザみやざきは、公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い、令和3年度から宮崎市が運営主体となったのであるが、設立から既に15年ほど経過しており、破損したものや老朽化した機械等もあると考えられる。統一的な基準による地方公会計マニュアルに「固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな役割を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠である。」と記載されているようにエコクリーンプラザみやざきの運営が効率的に移行されたか、また、適正に行われているか判断するためにも、改めて、固定資産台帳の見直しや消耗品等の台帳を整備されたい。

環境政策課

【5 災害廃棄物処理対策推進事業】

(意見 31) (P113)

災害時の住民用廃棄物仮置場のための資材を購入しているが、令和2年度末を過ぎても、未だ住民用仮置場の選定ができておらず、配布する自主防災組織のリスト化もされていない。また、当該資材等の各防災

テッカー作成時に注意書きを「～金属類」へ統一した。

譲渡資産の管理を行っていた公益財団法人宮崎県環境整備公社が、本市に引き渡される全ての固定資産を管理しておらず、「現状有姿」のまま無償譲渡による引き渡しが行われており、大規模な施設でもあるため全ての固定資産を正確に把握することは現実的に不可能である。

このため、本市では固定資産取得の際に、土地は不動産鑑定評価額に、建物等は整備費用や耐用年数等に基づき、新たに固定資産台帳の整備を行った。

なお、全ての消耗品の把握や台帳整備については、困難であると考えている。

地域自治区事務所等と協力して地域住民に説明会を実施し、地域仮置場を設定していただくよう依頼していく。また、設置が進まない現状から地域仮置場の運用についても地域自治区事務所等と共に再検

組織や自治体への配布方法等も決定していない。すなわち、資材等の運用についてなら決定していないにもかかわらず購入が先行し、在庫として保有している状態である。当該資材について、運用計画の見直しをされたい。

また、災害時に迅速に住民用仮置場を設置することで、災害廃棄物による交通の障害を軽減することが可能となり、災害廃棄物を仮置きすることで、早期の生活再建にも繋がる。また、分別された状態で仮置場に災害廃棄物が排出されることにより、迅速な災害廃棄物処理に繋がることが期待される。そのため、早期に住民用仮置場の選定が行われ、災害によって発生した廃棄物について自主防災組織や地区自治会等との連携が取れるよう準備されたい。

環境施設課

【8 不燃物埋立場維持管理費事業】

(意見 32) (P142)

宮崎市では、地方公会計の導入に伴い財務書類の補助簿として、固定資産台帳を整備している。当台帳について監査したところ、総務省から公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」における「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいて適正に作成されていないと考えられる。例えば、宮崎市たらのき台不燃物埋立場は平成17年度の「エコクリーンプラザみやざき」の開業に伴い、施設が閉鎖され、管理事務所を使用していないにもかかわらず、現在に至るまで、通常の償却が行われている。また、佐土原町一般廃棄物最終処分場、田野町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場についても、使用せず陳腐化した機械や破損した備品があるにもかかわらず、それぞれ適正に簿価に反映されていない。

固定資産台帳は、統一的な基準による地

討を行っていく。

閉鎖施設であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で維持管理上の基準が定められており、その基準を満たすまで適切に維持管理を行う必要があることから、全ての固定資産等について直ちに除却を行えるものではないが、今後使用する見込みのない固定資産等については、固定資産台帳及び備品台帳の見直しを行い、令和4年度中に適正な台帳を整備することとする。

方公会計マニュアルにおいて求められる台帳であり、その整備の目的は参照①のとおりである。また、当マニュアルでは、減価償却・耐用年数について参照②のとおり記載してある。

当マニュアルが示しているように、固定資産は、地方公共団体の極めて大きな役割を占めており、地方公共団体の財政状態を正しく把握するためには、正確な固定資産の情報が不可欠である。そのため、破損した備品や陳腐化した固定資産がある場合には、除却等を行い、タイムリーに固定資産台帳に反映させる必要がある。また、現在使用していない施設や、今後使用する見込みのない施設については、耐用年数の見直し等を行い、当マニュアルに準拠した適正な固定資産台帳を作成し、活用されたい。

(略表)

環境施設課

(意見 33) (P145)

各施設を現地視察したところ、国庫補助事業実績報告書や施設完成図書、工事契約書等の文書が、机や棚などに施錠されずに保管されていた。

(中略)

盗難防止の観点から、これらの報告書等を保存する場所については、施錠をする等の措置を取られたい。

環境施設課

(意見 34) (P146)

たらのき台污水处理場外維持管理業務委託では、各処分場の維持管理業務を行っている。当業務には施設周辺管理業務があり、施設内清掃及び草刈りを随時行うこととなっている。しかしながら、受注者以外の業者に対して施設内外の草刈業務等を委託している。各施設の草刈業務を、複数者に分け委託している理由について、担当課に尋

ご意見を踏まえて、重要な文書については、令和4年度中に施錠できる場所に保管するよう改めることとする。

運営管理業務の受託者には、受託業務の実施に必要となる日常的かつ軽易な除草等を委託範囲に含める一方、それ以外の広範囲の除草・立木の剪定等について別途草刈業務を委託しているところであるが、ご意見のとおり令和5年度発注分からそれぞれの業務範囲の明確化を図ることとする。

ねたところ、「草刈範囲や作業内容が違うため。維持管理業務(当委託)の草刈は施設周辺の軽微なものを指し、除草業務(他者へ委託)の草刈は広範囲のものである。また、危険な場所についても維持管理業務外の業者に別途委託している。」との回答であった。草刈業務のうち、その他の業者に委託する業務は次のとおりである。

(略表)

担当課に対するヒアリングの結果、軽微なものや広範囲なものについて、作業面積や伐採対象等の何かしら基準が定められているわけではなく、危険な場所についても、何かしら指標があるわけではなかった。施設内及び施設周辺の草刈業務を一定の範囲で区分し、複数の業者に分けて委託する明確な理由や基準はなく、当初からの委託内容を踏襲しているのみであった。宮崎市たらのき台不燃物埋立場や宮崎市萩の台不燃物埋立場は、埋立場の閉鎖に伴い関連施設が閉鎖しており、利用者がいないにもかかわらず、草刈業務内容は閉鎖以前と変わっていない。また、田野町一般廃棄物最終処理場、高岡町一般廃棄物最終処理場及び清武町一般廃棄物最終処分場においては、エコクリーンプラザみやざきの開業に伴い、搬入される不燃ごみの量が当初より大幅に減少し、利用していない施設があるにもかかわらず、業務内容は変わっていない。

これらの施設の草刈業務等については、設立当時から大幅に変化した施設の利用状況等を勘案し、草刈範囲や委託内容について検討されたい。

また、閉鎖された施設の観賞用等の庭木は必要でないと考えられる。田野町一般廃棄物最終処理場等についても、当初に比べ施設の利用状況が大きく変化しており、現在ある観賞用等の庭木も、すべて必要でないと考えられる。これらの施設については、庭木の伐採等を行うなどにより、定期的に

更に、ご意見を踏まえて、草刈業務委託費の縮減を図るため、令和4年度から、不要な植栽等の伐採を計画的に進めていくこととする。

必要な剪定に係る委託費の軽減について検討されたい。

環境施設課

【9 旧焼却設備維持管理事業】

(意見 35) (P148)

南部環境美化センター機械警備業務委託における長期継続契約の導入について

「長期継続契約」とは、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく契約のことである。

通常の契約は、単年度ごとに締結するのが原則だが、この長期継続契約は各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができるのが特徴である。

(中略)

長期継続契約は契約期間が複数年となるため、受注者は長期的視野に基づいたサービス供給が可能となり、宮崎市も契約期間中安定したサービスを楽しむことができるようになる。

落札者は原則として競争入札により決定するため、従来の見積り合わせに比べ、公正性及び競争性が高まる。

さらに宮崎市が毎年行っている契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されることになり、効率的な事務運営ができるようになるという効果が見込める。

(中略)

南部環境美化センター機械警備業務委託について、導入が適切であるか疑問が残るため、具体的でかつ詳細な判断基準を示されたい。

さらに今後、長期継続契約に係る運用指針やチェックリストを有効活用し最少経費でさらなる効果を挙げるための制度の拡充を検討されたい。

環境施設課

(意見 36) (P150)

本件契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定される長期継続契約ではなく、同法第 214 条に規定される債務負担行為に基づいて契約されている。

このため、同法の定めに従い、予算として債務負担行為を設定したうえで、議会の承認を得ているところである。

委託料支払額の分別について

本業務に係る委託料につき、委託契約書第14条で「発注者が受注者に支払う委託料について別表(1)の通り5回払いとする」とあるが、支払計画としている5回とも金額が異なっている。これは、第1期と第4期は草刈業務が法面であるため、人件費が高くなるので、支払いを多くしていると思われるが、宮崎市側の都合により委託料の支払額を時期によって増減させたとの疑問を抱かせる契約内容である。委託契約書に、実績に応じて支払うもしくは均等払いにする等を明示されたい。

環境施設課

(意見 37) (P150)

設計額の設定について

設計については業務に係る費用が積算されることになっているが、受注者の支払いは賃金としての人件費のみである。今まで賃金により受注者に草刈業務を依頼しており、令和2年度より賃金廃止となり委託での契約としているが、内容は引き続き賃金としての人件費のみとなっている。これは設計書との整合性がないと考えられる。実績積算を細かに行き、翌年度の契約に反映させていただきたい。

環境施設課

(意見 38) (P150)

南部環境美化センター造園管理業務委託について

委託契約書第2条において、委託業務の履行期間は令和2年5月29日から令和3年3月12日までとなっており、受注者が提出した計画工程表も令和3年3月12日まで作成されている。

しかし、受注者の業務完了届は令和2年12月8日となっており、履行期間は令和2年5月29日から令和3年3月12日になっ

ご意見のとおり、令和3年度契約分から、年間の委託契約を改め、草刈業務の必要が生じる都度、個別に契約し、作業箇所や作業範囲等の実績に応じて支払う方式に変更している。

ご意見のとおり、令和4年度から土木工事標準積算基準書に基づいた設計を行うとともに、作業範囲や作業内容を踏まえ、適切に見直しを行った。

仕様書に基づき契約締結時に受託者が提出した「業務工程表」において、完了年月日を「令和3年3月12日」と計画しているが、そもそも本委託業務における履行完了とは、仕様書に定めのある業務内容(下木剪定、除草(人力)、除草(機械)のそれぞれを1回ずつ)の実施及び完了であって、本市はその実施を検査し完了を確認した。

従って、受託者は契約時点に立案した計

ているが、12月以降の工程表のパトロールは未履行となっている。

宮崎市は、造園業務内容が下木剪定と除草が終了時点で業務完了だとするならば、計画工程表の見直しをし、委託契約書の日付にも注意されたい。業務検査命令書には、履行期間着手は令和2年5月29日、完了は令和2年12月8日となっているので、何をもって完了なのか誤解のないよう担当者によるチェック機能を強化されたい。

環境指導課

【10 産業廃棄物適正処理推進事業】

(意見 39) (P152)

排出事業者を対象とした講習会について、参加率の改善に取り組まれたい。

(略表)

宮崎市では、産業廃棄物を排出する全ての事業者を対象に、毎年10月頃に産業廃棄物の適正処理推進のための講習会を開催している。参加状況については開催案内数に対し受講者数の参加は低いものとなっている。

産業廃棄物を排出する全ての事業者は、廃棄物処理法により産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者(産業廃棄物処理業者)に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、委託契約通りに産業廃棄物が処理されたことを確認するなど様々な業務が定められており、誤った対応により責任を問われることもある。

当該講習会は、排出事業者が産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を事業者に対して直接説明するチャンスであり、参加率が上がるように積極的な参加を促す対策を講じる必要があると考える。

また、廃棄物処理法第12条には、「国・都道府県及び市町村は廃棄物の排出抑制及び適正処理に取り組むよう意識の啓発に努

画より早期に履行完了したに過ぎず、問題はないと考える。

ご意見を踏まえて、講習会については、参加者の関心が高まる内容になるよう努めるとともに、令和4年度から多くの受講者が参加できるよう開催方法を検討することとする。

パネル展については、当日実施するアンケートの結果等も参考にし、業務受託者とも協議を行い展示内容の改善・拡充に努めることとする。

めなければならない」と定められている。

市民の意識啓発のためのパネル展は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったが、平成31年度に2日間開催した際にはブース来場者の合計が713名であった。その際のアンケートでは、家庭や職場で取り組みたいエコ活動として、分別やエコパークの使用、食品ロスを減らすなどの意見が出ており、廃棄物の排出抑制や適正処理に関する市民の意識啓発につながったと考えられる。アンケート結果を受けて、産業廃棄物排出事業者講習会の受託者とも協議を行い、さらなる内容の改善、拡充を図りたい。

環境指導課

(意見 40) (P153)

産業廃棄物排出事業者講習会業務の委託契約書について、消費税等の表記について訂正していただきたい。

委託契約書第3条(委託業務の委託料の消費税等の表記)について、受注者が免税事業者であるという観点から消費税等の記入額を0円としていると思われるが、当該委託業務は課税取引であるため、相手が免税事業者であったとしても、0円の表記ではなく、一もしくは税込と記入していただきたい。

(略表)

今後令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書(インボイス)の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには、令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となる。

インボイス制度においてどのような影響があるかを考えてみると、課税事業者にお

ご意見のとおり、契約書の消費税等表記を「0円」としていたため、令和4年度から「-」表記に改めた。

また、契約書の記載内容については、ご意見を踏まえて、全庁で統一した方法に基づいて適宜見直しを行っていくこととする。

いては仕入先が免税事業者の場合、その仕入先から交付された請求書は適格請求書(インボイス)に該当せず、消費税の計算において仕入税額控除ができなくなってしまう。そこで、課税事業者として登録してもらうか、他の課税事業者を探すということになる。

反対に免税事業者においては、インボイスの発行を依頼され、それに応じるならば消費税の課税事業者になる必要がある。

なお、登録を受けるか否かは事業者の任意である。

また経理業務においては、請求書への記載項目が多くなることから、これまで使っていた請求書のフォーマットの変更を余儀なくされたり、システムを使っている場合は設定変更も必要になってくる。

委託契約書作成についても記入方法の検討が必要になる。

他にも、税額の控除ができる対象が課税事業者のみであるため、税額の計算式が大幅に変更される。消費税の申請業務の変更が非常に複雑になってしまうという影響が出てくる。

環境指導課

【11 産業廃棄物処理監視指導等事業】

(意見 41) (P155)

パトロール業務の内容を記載した監視業務日誌の指導状況等の欄にある「経過観察」「指導済」「その他」の判断基準については、廃棄物監視員業務マニュアルにも宮崎市廃棄物監視員設置要綱にも記載がなかった。それぞれの判断基準をマニュアルに入れ、「その他」という区分ではなく明確にした方が不法投棄対策には有効だと考えられる。

監視員業務日誌の指導状況等の「経過観察」のその後の経過について、特記事項に若干のコメントがあるが、「前回の状況と変

ご意見を踏まえて、監視業務日誌の「指導状況等」の欄については、8項目程度から選んで記載する運用としているが、現在その項目内容を精査しているところであり、当面はやむを得ない場合を除き「その他」は極力使用しない扱いとした。

不法投棄未解決事案については、今後も警察等の関係機関と連携を図りながら、早期解決に向けて取り組むこととする。

また、不法投棄や野外焼却の過去の実績等についてデータベース化を進めており、今後、多発地帯の監視パトロールの強化を

化はない」というケースが多く見受けられた。しかしながら、そのことについてどう対処していくのかということを確認に記載することでパトロールの有効性を検証するとともに早期解決にもつながるものと考えられる。よって、その後の経過を記載することにも重点を置いていただきたい。

産廃・不法投棄実態調査表を見ると、未解決事業として、令和2年度時点において把握している産業廃棄物の不法投棄の件数は29件あり、主に不法投棄されている廃棄物は木くずやコンクリート、廃プラ、冷蔵庫、テレビといった家電製品やタイヤ等がある。未解決となっている理由としては、地権者死亡により原状回復が行われないままとなっている事案や原因者(法人)消滅及び地権者行方不明により建設廃棄物が処分されずに放置されている事案などがあるが、5～10年以上経過しているものが多い。また、所在地も佐土原、田野、清武町に集中しており、このような長期未解決にならないよう対策を講じる必要があると考えられる。特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど早期解決や悪化防止を図っていただきたい。民間委託業者と連携しながら、不法投棄野外焼却多発地帯への監視パトロールを強化するとともに防犯カメラの設置や看板の設置など早急に検証されたい。

環境指導課

(意見42) (P157)

公用車のドライブレコーダーの搭載について

令和2年度に、廃棄物監視員の不法投棄パトロール中の公用車の棄損に係る事故が5回発生していた。交通事故の防止については、日頃から防衛運転や安全運転等を実践し、交通ルールを遵守されたい。

公用車にドライブレコーダーを搭載して

図るとともに、必要に応じて監視カメラの設置を検討することとする。

公用車のドライブレコーダーは、令和4年7月に1台搭載済みである。令和5年7月以降2台に搭載予定であり、全車両がドライブレコーダー搭載車になる見通しである。

いるか、担当課に尋ねたところ、「監視員の公用車には搭載していない」との回答であった。

(中略)

宮崎市においては、平成31年度より公用車に順次ドライブレコーダーを搭載しているとのことである。廃棄物監視員の不法投棄パトロール中の公用車については、令和4年度、令和5年度に搭載される予定であるが、当該公用車の利用頻度が高く事故も多発しているため、早急な搭載を求めたい。

環境指導課

(意見43) (P157)

宮崎市行政処分への対応について

宮崎市は、産業廃棄物処分業を営んでいた会社(以下、「事業者」という)の産業廃棄物処分業の全部停止(10日間の停止命令)をしている。

事業者に関する違反事実の発覚から行政処分までの経緯は次の通りである。

令和元年9月18日、焼却炉付近から焼却臭がするとの通報があり、廃棄物監視員が現場へ立入検査をしたところ、野外焼却を行っていることを確認した。事業者は木の板が付着したコンクリート片、廃プラスチック類を焼却処分していた。事業者は自ら産業廃棄物を処分する場合には「産業廃棄物処理基準」に従い処分しなければならないが、これは当該基準に適合しない方法だったため、これは廃棄物の焼却禁止違反行為に該当するものであった。

同年9月19日、事業者を呼び出し、事実確認を行った。

同年10月24日、野外焼却の常習犯の疑いもあることから、虚偽の報告等に罰則がある報告徴収を行った。

令和2年2月26日、産業廃棄物法第14条の3の規定により、産業廃棄物処分業の停止を命じた。

従前より、環境保全上、早急な対応が求められる事案については、速やかに必要な措置等を行っている。

行政処分は、事業者の権利を制限する行為となるため、事実確認や適切な手続きを踏んだうえで行う必要があることから、今後も適正な運用を進めていくこととする。

当該事業者は過去の経緯において、平成28年9月、無許可営業で解体工事によって発生した木くずを焼却したことから、平成28年11月4日付けで警告書を交付されている。その後、平成29年3月22日から産業廃棄物処分業の許可を受けているが、その事実を確認するには至っていないものの、野外焼却が疑われる通報や市民からの苦情を受けている。

産業廃棄物処分業に対する行政の規制権限が環境保全にあることを考えると、今回、違反事実が発覚してから行政処分に至るまで長いと言わざるを得ず、また事業者の過去の経緯から判断しても、産業廃棄物処分に関する事業者の規範意識の欠如が強く疑われるものである。従って、このような行政処分の結果にならないよう随時指導に注力され、違反発覚から行政処分に至るまでも速やかな対応を図り、さらには行政処分後も再発防止のための監視業務の徹底に従事されたい。

環境指導課

(意見 44) (P158)

焼却施設等ダイオキシン類分析測定業務について

(略表)

3年分の推移をみると、検体数が増加したもののかなり低い価額で落札されており、低すぎて適正な事業が不可能になりかねない。さらにこの事業は、6者の指名競争入札で落札されているが、1者だけ他の5者と比べ安値になっている。このような受注は事業の質の低下を招くだけでなく、労働者へのしわ寄せなども招く恐れがある。根本的には、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で健全な競争が行われるよう措置を講ずるべきだと考える。

地方自治法第234条第3項で「予定価格の制限の範囲内で最低価格者を契約の相手

事業者から法律に基づいた成果物である測定結果が提出されており、委託業務は適正に履行されていると判断している。

しかしながら、入札に関するご意見を踏まえて、今後も適正な運用を進めていくこととする。

方とするものとする。ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、次順位者と契約することができる。」と定められていることも考慮し、失格判断基準価格等の数値的判断基準を導入し、入札価格の総価又は積算内訳項目に対して基準を設定し、その基準に該当した場合は他の調査を実施することなく失格としている自治体もあるので検討されたい。

環境指導課

【12 ごみのばい捨て・路上喫煙対策事業】 (意見 45) (P162)

受注者から提出された報告書のうち「散乱ごみ回収業務(ごみ量調査)報告書」について、誤った数字を塗りつぶしてあったり、大きくバツと記載してあったり等不適切であった。また、報告書の脇に落書きがあったり、収集量の合計が誤っている等、適正に作成されていないものが散見された。

仕様書に記載された報告書の一部であるため、修正などを含め適正に作成するよう、受注者に指導されたい。

環境指導課

(意見 46) (P162)

路上喫煙制限区域内には、現在、指定喫煙設置個所が 12 箇所あるが、灰皿及び看板が設置されているのみである。このままでは、他の歩行者との接触による火傷や、吸い殻の不始末による火災の危険、また、さらなる路上ばい捨てにつながり、街の美観を損ねかねない。そのため、例えば植栽やプランターなどで周辺を囲む等の対策を検討されたい。

環境指導課

【13 不法投棄未然防止事業】 (意見 47) (P163)

ご意見のとおり、受注者に対して指導を行った結果、令和 3 年 10 月から適正に作成された報告書が提出されている。

受動喫煙防止の観点から、令和 3 年度末時点で 6 カ所は閉鎖・撤去し、令和 4 年度は 3 カ所を閉鎖したが、残り 3 カ所を閉鎖することは今後検討することとする。

不法投棄防止パトロールについては民間事業者へ委託しているが、その業務内容は

- ア 不法投棄物の調査(投棄者の調査)
- イ 投棄者に対する適正処理の指導
- ウ 不法投棄多発地域のパトロール
- エ 不法投棄物の回収
- オ 不法投棄実績報告書の作成

であり、調査班2名(1班)で年間243日対応と収集班4名(2名2班)で年間219日の勤務に取り組んでいる。

この民間事業者への当委託業務は、随意契約により長年に渡って委託されている。従って、不法投棄防止パトロール業務について熟知しているのは、委託先の現場担当者である。

今後の不法投棄防止パトロール業務については、平成28年度包括外部監査において、「宮崎市の担当課が事業の有用性、効果ある仕様書について現場担当者の意見を聴取し参考にすることが必要である」という監査意見が述べられている。

その後の経緯を担当課に尋ねたところ、「受託者とは適宜、意見交換等を行いながら、委託業務の内容について見直し等を行ってきている。」ということだが、パトロールコースを若干変更したり、夜間パトロールの強化を図ったりしているだけで、業務内容の見直しはほとんどなく、具体的な対策に発展してはいない。

不法投棄実績報告書は、受注者が仕様書に基づく受託業務を確実に実施したことを報告させるための書類としてだけでなく、不法投棄の防止に繋がるよう有効活用し、委託業務の内容の見直しや意見交換に役立てていただきたい。

令和3年度より、より効果的なパトロールとなるよう受注者の現場担当者と宮崎市職員による合同パトロールを実施するなど新たな取組みが行われており、その効果を期待したい。

令和3年6月に市が収集班と調査班のパトロールに同行し、コースの巡回方法、新たな巡回コースの設定について指示を行い改善を図った。

さらに、過去の不法投棄箇所等の情報をデータベース化し、市全図にマッピングするなどの分析を進めており、今後もパトロールコースの追加等を行うこととする。

そのほか、タブレット端末の活用等、業務全般のデジタル化を図ることとする。

ご意見を踏まえて、今後とも受託者とは定期的に意見交換し、業務の見直しを積極的に進めていくこととする。

環境指導課

(意見 48) (P164)

高額な委託料のほとんどが受注者の人件費で構成されているので、同業他社の単価実績等を比較検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性を検証されたい。

不法投棄防止パトロール業務実施要領では、民間事業者は定期パトロール以外にも住民に対する啓発や指導等の業務があり、宮崎市もこれまで独自に宮崎市民への不法投棄未然防止の啓発等のために、不法投棄禁止の呼びかけや自治会等への不法投棄禁止のチラシ配布などの取組みをしている。今後さらに、受注者と宮崎市各部局等と連携を図れる体制を整備し、宮崎市民への啓発活動や地元警察との連携による不法投棄追跡の実施、不法投棄常習地区への看板支給や監視カメラの設置を仕様書の業務内容に追加し、パトロール業務のみならず幅広い業務を積極的に行うことを検討されたい。またこれらの業務による限られた予算の中での費用対効果を再検証されたい。

環境指導課

(意見 49) (P165)

宮崎市は監視カメラの設置については令和2年度当初予算において、ダミーカメラの購入費を計上していたが、今後、土地所有者等と協議しながら不法投棄の状況に応じてダミーカメラの設置が必要と判断した場合に順次設置する予定としている。また不法投棄物を撤去しても繰り返し不法投棄が行われる場所や地域で大切にしている場所については、ダミーカメラではなく動画撮影可能なカメラ(本物)を設置するよう地元から強い要望等が挙げられている。

(中略)

宮崎市としては、原則的には、まずはダミーカメラを設置して不法投棄の抑制を図

ご意見を踏まえて、他自治体の同様の取組み等を参考に、委託費の検証を行うこととする。

また、業務内容の見直し等についても、前述意見47への対応のほか、適宜検討していくこととする。

公共の場所における地理的条件や状況に応じて、既に購入済みの本物カメラとダミーカメラを使い分けて設置する方針であることから、新たに購入する予定はないが、今後、追加購入する場合は、ご意見を踏まえて、設置実績等も見ながら、必要数を決定することとする。

っていきたいと考えているが、なかなか改善の見られない場所や地域からは監視体制の強化を求められており、一層の強化が必要であると判断した場所については、本物のカメラを設置することとしたいということである。

この対応として、事前に具体的な設置場所や利用方法等が決定されていないうちに、期末にカメラの購入実績があるが、現状では限られた予算の中で設置箇所の調査及び管理者との協議に時間を要しており、詳細決定なく本物のカメラを購入することは再検討されたい。

環境指導課

(意見 50) (P165)

監視カメラ購入に関し、担当課は見積書をいくつかの業者から取っているが、最も見積金額の低い業者から購入していなかった。その理由を尋ねたところ、「参考として見積りを取得したが、契約課が執行する中ではその業者を指名業者として取得していない。」という回答を得た。限られた予算の中で最も見積金額の低い業者から購入することが妥当と思われる。契約課と協議の上、検討されたい。

入札にかかる指名業者については、本市が定める一定の条件に基づいて、業者を指名し入札を行ったところである。

環境施設課

【14 資源物処理事業】

(意見 51) (P171)

使用済蛍光管の運搬業務委託契約書について

蛍光管は収集の段階から種類ごとに分別の上、エコクリーンプラザみやぎに搬入され保管する。その後、保管量が一定数(運送量)に達するごとに運搬し再生事業者へ引き渡している。

搬出された蛍光管重量やコンテナ箱数については、受託事業者による計量報告が行

指定箱の変更に係る報告義務は受託者にあるため、適切に報告を行うよう指導した。

一方で、今後はより指定箱混載の増加が見込まれることから、令和3年度から仕様書を変更し、1回当たり運搬が30箱以上であれば混載や箱数の変更が可能な内容に改めた。

年度内の搬出予定量の変更は、市民の蛍

われ、これに基づき宮崎市は、9月15日搬出分の支払処理を行ったが、受託事業者が新旧コンテナの混在を誤認していたことから蛍光管重量や運搬箱数の調整が必要となり、本調整分を11月17日搬出分に加算又は差引し支払うことにより調整を行っている。

業務実施上の留意事項として、使用済蛍光管の運搬業務委託仕様書3(1)において「処理施設から保管施設までの運搬は、指定箱(134 cm×100 cm×91 cm)1箱あたりの費用とする。ただし、1回の運搬につき34箱を運搬するものとする。保管施設から処理施設までの運搬は、指定箱(134 cm×100 cm×91 cm)1箱あたりの費用とする。ただし、1回の運搬における指定箱の個数に変更が生じる場合、事前に宮崎市と運搬業者で協議するものとする」と規定しているため、重量80サイズの異なる新たな箱が利用される場合、事前に処理受託業者または運搬業務受託者が宮崎市に報告すべきである。今後、指定箱の個数の変更は協議し、議事録に記載し保存されたい。

また、年度内の抛出予定量は203(箱/年)となっているが、本年度の抛出量は149箱である。仕様書には1回の運搬につき34箱を運搬するものとなっている。203(箱/年)を34箱とすると、予定通りならば最後の運搬は33箱となり、1回あたりの運搬箱数が減少する。1回あたりの運搬箱数が減少した場合、少量であっても運搬コストを要し、受託者の負担が大きくなるために1回あたりの運搬箱数を仕様書に記載しているのであるならば、34箱の倍数で1回の運搬における指定箱数は守り、予定量を決定すべきであると考え。変更する可能性があるのであれば、仕様書の見直しが必要と考える。

さらに宮崎市は年度内の抛出予定量の変更について、宮崎市民が蛍光管をいつどの程度排出するかにより蛍光管の保管状況が

光管の排出量に応じて決まる、当施設からの搬出の積み重ねの結果として生じるものであり、予め数量が決まっていなため、単価契約を締結しているところである。

また、本契約の契約の履行状況等については報告書で確認可能であり、単なる運搬日の電話連絡等まで議事録作成し保管する必要性はないと考える。

変わるため、毎回の運搬日や運搬量について保管状況を見ながら協議することとしているが、電話連絡による打ち合わせ協議だけでなく、議事録等に記載し保存されたい。

環境施設課

(意見 52) (P172)

使用済蛍光管の処理処分業務委託について

指定箱の空重量については、使用済蛍光管の処理処分業務委託仕様書 4 において「使用済蛍光管を運搬する際に使用する指定箱の空重量については、指定箱 1 箱あたり 50 kg とする」と規定しているにもかかわらず、50 kg と 45 kg が併用されているように思われるが、45 kg の可能性があるならば仕様書に記載すべきであると考える。

環境施設課

(意見 53) (P173)

仕様書 4 において、処理予定量が 30,284 kg と記載があるが、実際は 20,530 kg となっており、予算額と決算額の差額がかなり生じている。その理由については変更支出負担行為明細書に実績確定による変更としか記載がなく、具体的な理由が記載されていない。

(中略)

しかしながら、半期(11月)において13,670 kg(達成率45%)しか達成していないため、この時点で減少が見込まれる場合、今後の予算の有効活用のために、具体的な理由の記載と全体の年間計画変更を含め協議され、議事録等に保存されたい。

環境施設課

(意見 54) (P173)

随意契約理由の合理性について

(中略)

当業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2

使用済蛍光管の運搬業務委託契約における令和 3 年度契約分からの仕様書変更(意見 51 において回答)に伴い、本処理処分業務委託における仕様書も、令和 3 年度契約分から 50 kg と 45 kg の指定箱を併記した。

市民の排出する廃棄物の量は規則性があるものではなく、上期が少ない反動で下期が増える可能性も十分に残されていることから、期中において計画数量からの増減に関する具体的な理由を把握することや、年間計画の変更を行うことは困難である。

従って、本市としては計画の見直しや、そのための協議及び議事録の保存は不要と考えており、当初予算からの過不足額が生じる場合には、3 月補正予算において必要額に補正することとする。

本契約により処理する廃棄物は水銀を含むため、適正な処理および資源化は受託者に求める必須条件であり、そうした危険

第1項第2号の規定を適用して随意契約している。

この号においては「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって、随意契約の適否が決定されることとなる。ここで「その性質又は目的」とは通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

(中略)

本委託契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを考えてみると、「安価な運搬が見込める」「適正な資源化実績がある」「適正な処理が確実である」等をもって、当該契約者を限定しているところは疑問の余地が残る。

特に過去からの経過によって特定の者に随意契約を継続しているケースについては、知識や経験等の実績の必要性の観点から履行者の唯一性を検証し、他の者では履行し得ないかどうかについて同業他社に確認するなど1者に限られる理由を客観的に明確にするべきである。また、九州唯一の業者とあるが、九州に限定することは理由にはならないと考える。

以上のことから、随意契約によるならば、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められるため、競争入札も検討されたい。

環境施設課

(意見 55) (P174)

業務実施契約書(市町村負担分)にある第13条の引き渡し総量、業務実施覚え書(特定事業者負担分)にある第11条の引き渡し総量を容り協指定の報告様式により引き渡しが行われた日の翌月5日までに容り協に報告することとなっている。その報告書の提出を担当課に求めたが、提出された報告書の作成日が令和3年になっており、令和2

物の処理に際して、安全性や信頼性の確保の観点から、他の自治体からの受注(履行)実績を判断材料とすることは、合理性がある。

また、本業務を行うためには、当該水銀廃棄物を受託者の処理施設まで運搬することが前提となる。単に処理処分費を抑制しても、運搬費が高額になり、結果的に事業費総額が高額になれば、適切な行政運営とはいえない。

以上のことから、本委託契約に関し「安価な運搬が見込める九州内に存し」かつ「適正な処理に関する実績を有する」唯一の事業者と随意契約を締結することについては、適切だと判断している。

事業実施契約書及び事業実施覚書に基づく「容り協への報告様式」とは、紙ではなくWeb上の専用ページの入力フォームであるため、書類としては残っていなかった。

ご意見を踏まえ、令和3年度から、毎月実施する引渡量の報告及び同報告内容の供覧の際に、入力済Webフォームの画面

年度の報告書が保存されていないと考えられる。必要書類の保存を守るよう注意喚起されたい。

【15 し尿収集運搬事業・し尿収集手数料徴収事業】

環境業務課

(意見 56) (P178)

し尿収集運搬業務委託及びし尿汲取手数料徴収業務委託について

平成 15 年度包括外部監査において、「委託料設計書の積算基準の問題点の所在として積算については、環境部全課に共通した一定の積算方法はなく、各期にばらつきがあり、かつ課の中でも一定の明文化した基準や内規等はなく管財課資料等を参考に受託者との協議等により決定しているのが実情である」という監査意見が述べられている。それについて、担当課に問い合わせたところ、平成 18 年に合併等があり、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況を一定期間維持する必要がある、そのことを踏まえ合併から一定期間経過後に、新市で統一的な算定要領を作成し、委託料の算定に関し必要な事項を定めている。」という回答を得た。

設計書を確認したところ、一定の基準により設計されていたが、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況が続いており、し尿業務システムの管理費にばらつきが見られた。その理由を尋ねたところ「旧市旧町の全てのシステムを統合させるのは困難であり、統合させることにより新たな費用が発生することは出来るだけ避けたい。」との回答を得た。合併後 10 年以上も経過しているので、リース料や運用経費の金額について更新時に検討されたい。

(中略)

仕様書には留意事項として、「本業務の実施は原則として平日に行うこととする」と

を印刷し添付するとともに、供覧後の資料を保存することとした。

ご意見を踏まえて、し尿業務システムのリース料や運用経費の金額については、事業者のシステムの運用状況を確認しながら、将来更新の時期が到来した際には、その更新に係る内容の聞き取り等行い、金額の妥当性の精査を行うこととする。

仕様書には「本事業の実施は、原則として平日に行うこと。なお、イベント等に伴う市の依頼等、やむを得ない場合についてはこの限りではない。」と記載しているところである。令和 5 年度発注分から、休日対応についてより明確な表現に努める。

設計においては、今後も休日割増について実績等確認しながら、適切な設計を行っていくこととする。

料金徴収については、現在も口座振替への転換等を進めているところであるが、訪問しないと支払いを行わない方もいる。今後も、日々の徴収業務の中で、対象者に納付書による自主納付の指導及び口座振替の勧奨を実施して行くこととする。

規定されているが、設計には休日割増等も含まれていた。そのことについて担当課からは「休日に行われるイベント等もあり、その日のうちに収集運搬をしなければいけない場合もある。」と説明を受けた。その点を加味し、仕様書に休日対応の場合についても追加し、設計においても休日割増など再検討の上、費用の縮小へつなげられたい。さらにし尿汲取手数料徴収業務委託についても、その費用のほとんどが直接人件費である。近年、し尿汲取世帯・汲取件数が減少しており、利用者の点在化が進んでいるため、今後は戸別訪問による集金ではなく、納付書発送による自主納付を促して口座振替の勧奨を実施していく方向へと転換することを検討いただきたい。

環境施設課

【16 し尿処理施設管理費】

(意見 57) (P182)

衛生処理センター運転管理等維持について

再委託については委託契約書第6条において「受注者は委託業務の処理を他に委託又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た時は、この限りではない」と規定されている。原則として、地方公共団体との契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、再委託によりその相手方以外の者に契約を履行させることは適正な履行の確保の観点から認めることはできない。

宮崎市は、設計の段階でパッケージ委託の査定率で設計額を決めているが、その査定率の3ヶ年の平均も5年以上前のもので、計算されているものである。特記仕様書にも再委託に関して規定があるが、最初から再委託ありきの契約を認めていると思われる。

本委託契約はし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を図るための施設の適正な運転管理を主業務としており、主業務以外の業務については受託者が再委託することを容認する一方、一部下請申請書の提出を義務付け、適切に管理しているところである。

再委託については、これを明確に否定する法的根拠はないが、業務の全てまたは大部分を再委託する、いわゆる「丸投げ」は経済的合理性を損なうことから、認められないと考える。本契約においては、主たる業務について受託者自ら実施することを確認しており、問題はないと考える。

再委託の承認に係る審査や適正に実施しているかの確認はしているか疑問が残るので、ガイドライン等を作成し、それに従って手続きされたい。

環境施設課

(意見 58) (P182)

衛生処理センター各槽清掃汚泥処分業務委託(単価契約)について

特記仕様書 8 において、「この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること」となっている。

実際の許可証を見てみると、有効期限が切れているので、速やかにその旨を通知するとともに、更新後の許可証の写しを提出しているかについて確認したところ、許可事項に係る変更の通知は口頭で受けた上で、変更後の許可証を求め提示を受けていたため提出された。速やかに変更後の許可証の写しを発注者に提出するよう求め本契約書に添付されたい。契約事務にあたっては、適正な事務処理を行われたい。

環境施設課

(意見 59) (P183)

産業廃棄物の処分委託契約に関する基本事項について

別表 8 には、契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項には、「発注者は受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知すること」とある。

別表 3 には、委託する産業廃棄物の数量が予定処分量 84.8 m³と記載されているが、実績処分量は 189.3 m³となっている。

(中略)

地方公共団体の契約は、契約内容の総額

契約締結時点において、受託者が提出した許可証等を適切に審査した。

一方で契約中にその許可証等の更新等が行われた場合、写しの提出を求めるべきところ、口頭での確認のみにとどめていたため、改めて受託者に対しては、許可証等の変更があった場合には、写しの提出をするように周知を行った。

設計時には実績を基に適切に予定数量を設定したが、本契約は「廃止施設において設備等に残存するし尿等の処理処分」という特殊な内容で、想定以上の大量の夾雑物が含まれていたために予定数量から大幅に超過する結果となった。

この予定数量からの大幅な超過については、受注者に対する書面での通知が必要であることから、ご意見を踏まえ、適切に通知するよう改めることとする。

一方で単価契約の場合には、予定数量の変更に伴って負担行為額も変更となるが、

を契約金額として締結する総価契約が原則とされているが、あらかじめ数量を確定することができないものについては予定数量を算定した上で単価を決め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた数量を乗じて得た金額の代金を支払う単価契約を締結することができる。

また、一定期間に同様の契約を締結しているのであれば、単価契約とすることで、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化を図ることができる。

単価契約によった場合、発注予定数量や予定価格の積算は契約額に影響を与えることから、乖離が生じないように適正な契約手続を行うとともに、経済性、効率性の観点からも単価契約のメリットが十分に発揮されるよう努められたい。契約時は印紙税 400 円だが実績額で印紙税を当てはめると 2,000 円になるので租税にも影響がある。

このようなことから、予定数量を超過する場合は、予定数量に達した時点で契約の見直し等、超過する部分について新たな契約を締結することも検討されたい。

環境施設課

【17 浄化槽管理事業】

(意見 60) (P187)

予算額と決算額の乖離について

予算額と決算額の差の原因を担当課に質問したところ「平成 30 年度と平成 31 年度は、通信運搬費の不用額。」という回答を得た。具体的には、通信運搬費は県下統一浄化台帳システムの利用料であり、同システムは全国浄化槽団体連合会と宮崎県が中心となり開発が進められたもので、最大のメリットは、県内自治体に加え、清掃、保守点検事業者や指定検査機関が使用し情報を集約することにより、浄化槽の適正管理の指導等に活用できるというものである。しかし、清掃、保守点検事業者が使用する状

財務規則に則り適切に処理を行っているところである。

ご意見を参考に、本市独自の既存の浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽維持管理の実施状況の集約を図ることとする。

態には至らず、宮崎市として必要な情報が得られるシステムにはならなかったため、使用を見送ったことで不用額となったものである。よって令和2年度も宮崎市が使用できる状態ではないため見送っている。

浄化槽台帳システムの整備促進は、浄化槽台帳システムの整備による維持管理と災害対応力の強化のため必要となっている。浄化槽台帳システム整備の効果として、平常時は維持管理体制の適正化が図られ、浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ。また災害時においては、被災浄化槽の早期復旧策に貢献する。今後は、計画的に浄化槽台帳システムを整備し、早急に活用できるよう浄化槽維持管理の履行確認を行える体制を構築されたい。

環境施設課

(意見 61) (P187)

法定検査実施状況について

文書啓発等の取組みの成果により、法定検査の重要性が着実に浸透し、受検率は6割を超えるまで向上しており、全国平均を上回っている。とは言え、他の自治体では8割を超えているところもあり、ここ数年の宮崎市の受検率は横ばい状態が続いているので、受検率を高めるための更なる対応が望まれる。

宮崎市は「今後も引き続き、受検の定着化を図るとともに法定検査の結果を踏まえた浄化槽の更なる適正管理が図られるよう効果的な指導方法について関係団体と連携した事業展開を図る。」としているが、適切に維持管理を行っている浄化槽管理者がいる一方で、清掃、保守点検の必要性を十分認識せずに法定検査を過怠している浄化槽管理者を放置することは、浄化槽行政に対する信頼性を損なうものであり、宮崎市民に対する公平性確保の観点からも問題となる。

ご意見を参考に、関係機関と連携して法定検査の受検率向上に努めていく。

未受検者に対し、直接の指導や勧告、さらには改善命令等を行い、法定検査料の見直しも含め、関係団体と連携して浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化されたい。

さらに、未受検者の内訳として、単独処理浄化槽の割合が高いため、単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽への転換を促進することが重要であり、未受検者の把握が必要なことから浄化槽台帳システムの整備を推進されたい。

環境施設課

(意見 62) (P188)

浄化槽管理システム改修業務委託について

浄化槽管理システムの業務を実施する上で、より効率良く運用していくためシステム改修の必要性がある。改修を行うことで、スムーズかつ正確な管理を行うことを目的としている。

ア 受注者は回収範囲やその影響について十分な調査を実施する。

イ 受注者は発注者のシステム管理者に対し、システム改修内容や回収後の試験結果を宮崎市に報告する。

システム保守点検を行っているにもかかわらず、機能不足等により事務が煩雑となっている項目を改修したものであり、通常業務の中で事務作業の効率化と正確性が向上しているのであるならば、システム改修が必要である理由として、システム改修によってどの程度の費用対効果が図られるのかを検討していただきたい。

今後、浄化槽管理システムの整備促進手法の普及活動、より効果的な法定検査体制の構築手法の検討、浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業として、システム管理を強化されたい。

ご意見を踏まえ、今後、システム改修を行う際には、費用対効果を検討する。

環境施設課

【18 単独処理浄化槽転換促進事業】

(意見 63) (P189)

宮崎市単独処理浄化槽転換補助金交付要綱は、宮崎市補助金等交付規則(以下「規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするため、この要綱には不交付の決定の規定はあるが、交付決定通知及び交付確定通知については、規則に定められているという理由で規定されていない。

さらに交付確定通知書には受け取りについては記載されているが、要綱には補助対象者の請求書の提出期限の規定はない。

それに関して宮崎市は「必要に応じて未請求者への確認を行うため、規定する必要はないと判断しており、また期限が守られなかった場合においても、補助金交付の目的が補助事業者の支援であるため、直ちに交付確定を取り消すことはできないことであり、期限設定によって得られる効果は小さいと判断している。」との回答であった。

しかしながら、期限設定と補助金交付の目的とは違う問題であると考え、期限を設けることにより事務処理の迅速化と負担軽減を促し、補助対象者への即座の処理と早急な入金に繋げるためにも要綱内に規定を追加することを検討されたい。

環境施設課

(意見 64) (P190)

要綱第11条実績報告として、工事事業者に提出書類の様式を渡す際、様式番号の誤ったものを渡してしまっているようだが、地方公共団体の事務は、宮崎市民や関係者の権利義務等、影響を及ぼすものが多い。その取扱いは慎重に行い、正しい文書によって処理することが重要であるため注意されたい。

環境施設課

必要に応じて未請求者への確認を行うことで事務に支障は生じていないため、今後も適切に確認を行うことによって、事業の目的を達成できるよう努めていくこととする。

ご意見のとおりであり、当該事象のような誤りをなくすよう、職員に周知した。

(意見 65) (P190)

補助金交付を受けた補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くようにその維持管理に努めなければならないと思うが、そのことに関して要綱には規定がない。また補助事業者がその後の法定検査を受検していない、もしくは検査結果で不適合とされたまま放置するというような場合も想定される。

今後は、浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して、適正な指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合には「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどして、設置後のフォローも明確にしておくことが望まれる。

環境施設課

【19 公設合併処理浄化槽事業】

(意見 66) (P195)

宮崎市公設浄化槽整備推進事業契約書について

(略表)

浄化槽維持管理業務実施細目(別表)においては、人槽別に9区分で分けてあるが、請求書ではこの区分とは異なり8区分となっている。担当課からは「実績で保守点検を行っている浄化槽の人槽が8区分となっているため。」という回答を得たが、今後も実績が8区分であるなら、誤解を招かれないよう8区分に統一されたい。

その後、担当課から区分が一致していない理由は、別表2-1が標準的な浄化槽の人槽区分に対して単価設定を行っているのに対して、実際に保守点検を行っている浄化槽にはその区分の中間の人槽があるためであるが、区分の中間の人槽の支払いは、下位区分の単価を適用していることを踏まえ、別表2-1の人槽別を下記のように修正

本補助事業は、単独処理浄化槽から転換し、公設合併処理浄化槽を設置する場合において、必要となる宅内配管工事に係る費用は住戸等の所有者が負担しなければならないが、本市がその一部を補助することによって転換を促進することを目的としている。

公設合併処理浄化槽については、本市が維持管理を担うことから、引き続き適正な維持管理に努めていく。

包括外部監査報告書に示されている修正案のとおり修正を行うことについて、事業者と令和4年3月24日付けで協議書を取り交わした。

する旨を受けた。

(略表)

環境施設課

(意見 67) (P196)

PFI 事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法のことで、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する、つまり税金の対価として最も価値あるサービスを提供することを目的としている。

(中略)

課題は、PFI 事業の認知度や理解度、委託期間の後半における設置基数減少の懸念があり、特に高齢世帯における整備が進まない傾向があるので、その点を注視し、今後も PFI 事業者と緊密に連携を図りたい。

宮崎市においては、宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資のあっせん及び利子補給制度があるが、宮崎市民への案内は行っておらず、公設合併処理浄化槽の設置申請を受け付ける際に、申請者が費用負担への懸念を示された場合に制度の説明を行う程度にとどまっているようである。

よって、ホームページ掲載だけではなく、幅広い案内を宮崎市民へ行っていただきたい。

環境施設課

(意見 68) (P197)

公設浄化槽清掃業務委託について

この業務委託は随意契約によって委託されており、旧宮崎市、佐土原、田野、高岡、清武町の旧市町域ごとに浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業(収集運搬業)の許可事業者を特定して各地区に分担している。

ご意見のとおりであり、今後も PFI 事業者とは緊密に連携を図っていく。

ホームページ掲載や設置の相談・申請を受け付ける際の案内に加えて、PFI 事業者が事業推進のため各世帯を訪問する際にも案内を行うなど、幅広い周知に努めていく。

汚泥を処理場まで運搬する距離の差など、地区による条件の違いはあるが、ご意見を踏まえ、その他の要因で見積額に差が生じていないか検証を行うこととする。

この設計金額について、各浄化槽ごとに
見積りを3者から取り、その平均値を設計
単価としている。

(中略)

各地区の浄化槽清掃業務の内容は、設置
された浄化槽の維持管理(清掃)を行うこと
であって特段の違いは無く、各地区の特殊
性があるとも考えられない。

各者の見積りの違いの原因や内容を詳細
に検討し、平均値を使うのであれば、検証
されたい。

令和4年 9月30日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山知憲

